



TWIN RING
MOTEGI

2012 もてぎチャンピオンカップレース

2012 MOTEGI Champion Cup Race



特別規則書

SUPPLEMENTARY REGULATIONS

Round 1 ▶ 3.25 sun.

Round 2 ▶ 5.27 sun.

Round 3 ▶ 7.1 sun.

Round 4 ▶ 9.9 sun.

Round 5 ▶ 11.4 sun.



2012年もてぎチャンピオンカップレースシリーズ
特別規則書

公 示

2012年もてぎチャンピオンカップレースは、一般社団法人日本自動車連盟（JAF）公認のもとに国際自動車連盟（FIA）の国際モータースポーツ競技規則ならびにそれに準拠した一般社団法人日本自動車連盟（JAF）の国内競技規則およびそれに基づいた本競技大会特別規則ならびに下記の各レース特別規則に従って、準国内競技として開催される。
併催レースについては、各併催レースの特別規則が優先される。

第1章 総 則

第1条 競技会の名称
2012もてぎチャンピオンカップレース

第2条 競技種目
四輪自動車によるレース

第3条 開催日および開催場所

～ 1) 開催日

- ・ 第1戦 **3月25日（日）** フルコース（4.8013km）
- ・ 第2戦 **5月26日（土）** フルコース（4.8013km）
5月27日（日） フルコース（4.8013km）
- ・ 第3戦 **7月 1日（日）** フルコース（4.8013km）
- ・ 第4戦 **9月 9日（日）** 東コース（3.4221km）
- ・ 第5戦 **11月 4日（日）** フルコース（4.8013km）
- ※**4月28日（土）～ 29日（日）** フルコース（4.8013km）

JAF地方選手権スーパー FJもてぎシリーズ第2戦は4月28日～ 29日のスーパー耐久シリーズ第2戦で開催される。

～ 2) 開催場所

ツインリンクもてぎ
栃木県芳賀郡茂木町松山120-1
TEL 0285-64-0200
FAX 0285-64-0209

第4条 オーガナイザーおよび日程

※詳細なスケジュールについては各大会の公式通知に示す。

【オーガナイザーおよび参加申込先・期間】

日程	大会名(開催コース)	オーガナイザー	参加申し込み先	申し込み期間
3月25日(日)	もてぎチャンピオン カップレース第1戦 (フルコース4.8013km)	・エムオースポーツクラブ(MOSC) ・株式会社モビリティランド	〒321-3597 栃木県芳賀郡茂木町楡山120-1 株式会社モビリティランド ツインリンクもてぎ モータースポーツ課 レース事務局 Tel:0285-64-0200 Fax:0285-64-0209	2月24日(金)～ 3月5日(月)
4月28日(土) ～29日(日)	スーパー耐久シリーズ2012 もてぎスーパー耐久 (フルコース4.8013km)	・エムオースポーツクラブ(MOSC) ・株式会社モビリティランド	〒321-3597 栃木県芳賀郡茂木町楡山120-1 株式会社モビリティランド ツインリンクもてぎ モータースポーツ課 レース事務局 Tel:0285-64-0200 Fax:0285-64-0209	4月 3日(火)～ 4月11日(水)
5月26日(土) ～27日(日)	もてぎチャンピオン カップレース第2戦 (フルコース4.8013km)	・ブラッツスポーツクラブ(Brats) ・エムオースポーツクラブ(MOSC) ・株式会社モビリティランド	〒284-0005 千葉県四街道市西街道1546 ブラッツスポーツクラブ(Brats) Tel:043-422-2753 Fax:043-422-2246	4月27日(金)～ 5月 7日(月)
7月1日(日)	もてぎチャンピオン カップレース第3戦 (フルコース4.8013km)	・ニッサンスポーツクラブ(SCCN) ・エムオースポーツクラブ(MOSC) ・株式会社モビリティランド	〒140-0013 東京都品川区南大井2-10-6 ニッサンスポーツクラブ(SCCN) Tel:03-3763-8010 Fax:03-3766-6637	6月 1日(金)～ 6月11日(月)
9月9日(日)	もてぎチャンピオン カップレース第4戦 (県コース3.4221km)	・ニッサンスポーツクラブ(SCCN) ・エムオースポーツクラブ(MOSC) ・株式会社モビリティランド	〒140-0013 東京都品川区南大井2-10-6 ニッサンスポーツクラブ(SCCN) Tel:03-3763-8010 Fax:03-3766-6637	8月10日(金)～ 8月20日(月)
11月4日(日)	もてぎチャンピオン カップレース第5戦 (フルコース4.8013km)	・ピクトリーサークルクラブ(VICIC) ・エムオースポーツクラブ(MOSC) ・株式会社モビリティランド	〒231-0023 神奈川県横浜市中央区山下町11 シルクセンター918 ピクトリーサークルクラブ(VICIC) Tel:045-651-9119 Fax: 045-651-9119	10月12日(金)～ 10月22日(月)

第5条 開催種目

開催種目は追加される場合がある。追加された場合は第6条にて定められたもてぎチャンピオンカップブルテンにて公示する。

	コース	JAF 地方選手権		もてぎ シビック	インテグラ (混走です) (表彰は別です)	FD2 シビック	ちょっと JOY 耐	レース			カート その他	
		F4	S-FJ									
第1戦	フルコース	◎	●	○	○	○		TMSC Vitz クラブマン シリーズ				
第2戦 スーパード 耐久	フルコース		●									
第2戦	フルコース	◎	●	○	○	○	○	TMSC Vitz クラブマン シリーズ				
第3戦	フルコース		●	○	○	○		スーパー セブン	マーチ レース		CR-Z Eco challenge	
第4戦	東コース	◎	●	○	○	○					CR-Z Eco challenge	
第5戦	フルコース		●	○	○	○		TMSC Vitz クラブマン シリーズ	NO-TEC	Porsche GT3 Cup	スーパー カート	

◎…JAF 地方選手権レース、

●…JAF 地方選手権レース・もてぎチャンピオンカップレースシリーズ、

○…もてぎチャンピオンカップレースシリーズ、

※併催レースの詳細については、各シリーズ規則書を参照してください。

※併催レース・走行会は変更または追加する場合があります。

※インテグラと FD2 シビックは混走です。

第6条 ブルテン

大会特別規則発行後に規則の制定、改定などが生じた場合は「2012もてぎチャンピオンカップブルテン」として、もてぎチャンピオンカップ公式ホームページにて公表される。

もてぎチャンピオンカップ公式ホームページ http://www.twinring.jp/champion_m/

第7条 大会役員

各大会のプログラムおよび公式通知に示す。

第8条 参加車両

本競技会に参加が認められる車両は、2012年国内競技車両規則および本特別規則または各シリーズ規則に合致する車両とする。

第9条 レース区分・クラス区分レース周回数

～ 1)

レース区分	クラス区分	東コース	フルコース
F4	F4	15周	12周
スーパーFJ	スーパー FJ	12周	10周
もてぎシビック	N1(EG6・EK4・EK9)	10周	10周
インテグラ	N1(DC5)	10周	10周
FD2シビック	N1	10周	10周

※上記以外のレースは各シリーズ規則書または公式通知にて公表する。

※完走はF4、スーパーFJについては優勝車両の90%（少数点以下切り捨て）の周回数を走行した車両、その他は70%とする。

～ 2) JAF地方選手権は、下記のレースとする。

F4レース 合計3戦

第1戦	3月25日	JAF地方選手権F4東日本シリーズ第2戦
第4戦	5月27日	JAF地方選手権F4東日本シリーズ第4戦
第5戦	9月 9日	JAF地方選手権F4東日本シリーズ第9戦

スーパーFJレース 合計6戦

第1戦	3月25日	JAF地方選手権スーパーFJもてぎシリーズ第1戦
スーパー耐久	4月28日-29日	JAF地方選手権スーパーFJもてぎシリーズ第2戦
第2戦	5月 27日	JAF地方選手権スーパーFJもてぎシリーズ第3戦
第3戦	7月 1日	JAF地方選手権スーパーFJもてぎシリーズ第4戦
第4戦	9月 9日	JAF地方選手権スーパーFJもてぎシリーズ第5戦
第5戦	11月 4日	JAF地方選手権スーパーFJもてぎシリーズ第6戦

第10条 決勝出場台数

～ 1) スーパーFJ、F4の決勝出走台数

東コース30台、フルコース40台

～ 2) 上記以外のレースの決勝出走台数

東コース33台、フルコース45台

第11条 審判員の判定内容

JAF国内競技規則10-20の審判員判定事項は次の通りとする。

～ 1) スタート審判員

本規則第50条「スタート手順」に関する判定

～ 2) 決勝審判員

本規則第58条「レース終了と順位決定」に関する判定

～ 3) 審判員（走路）

FIA国際モータースポーツ競技規則付則H項に関する判定。

FIA国際モータースポーツ規則付則L項第4章2.に関する判定。

～ 4) 審判員（ピット）

本規則第53条「燃料補給」、第54条「ピットインおよびピットアウト」、第55条「ピット作業」、第56条「ピットサイン」に関する判定。

第2章 参加者

第12条 参加者

- ～ 1) 参加者は、有効な2012年JAF参加者許可証を所持するものでなければならない。ただし、ドライバーが参加者を兼任する場合はその限りではない。
- ～ 2) クルーの指名登録
参加者は、本規則ならびに特別規則書に定められた資格を有するドライバー、ピットクルーの指名登録を行い、参加料、もてぎ・鈴鹿(MS)共済会費を納入して期限内に参加申し込みの手續きを行わなければならない。
- ～ 3) ピットクルーならびにゲストに対する義務と責任
参加者は自分が指名したドライバー、その他チームのピットクルーならびにゲストに対して、諸規則の遵守と安全の確保について徹底させておく義務があり、これらの人々の言動や事故についてその最終的責任を負わなければならない。ただし、ドライバー、ピットクルーならびにゲストも同様にそれぞれの責任を負うものとする。
- ～ 4) 競技出場の義務
参加が正式に受理された参加者は、国際モータースポーツ競技規則付則J項、または国内競技車両規則に従って完全に車両を整備しドライバーその他のクルーとともに、必ず競技会に出場するものとする。なお、参加者本人が出場できない場合は必ず書面をもって代理人を指名しなければならない。
- ～ 5) 参加の取消し
参加者は、参加申し込み後に参加取消しを行う場合には、その理由を付した書面を大会事務局宛に提出しなければならない。ただし、締切日以降の参加取消しに対する参加料の返却は行わない。
- ～ 6) 証明書類およびテクニカルパスポート
参加者は、自己の車両に関する仕様、改造、変更等の詳細について生産者が証明する書類、(FIA・JAFによって公認された車両にあっては公認書)を必ず携行し、必要に応じて提示しなければならない。

第13条 ドライバー

- ～ 1) 参加資格
すべてのドライバーは有効な運転免許証を所持し(限定Aライ所持者は除く)JAFの2012年国内競技運転者許可証Aクラス以上を所持していること。
 - ① F4
国内競技運転者許可証A(限定A含む)以上国際B以下の所持者であり、下記のいずれかを満足すること。
 - (a) 過去のレース出場実績が3回以上であること。
 - (b) 過去のレース出場実績が2回以上で、かつJAF公認レーシングコースにおけるスポーツ走行の経験時間が4時間以上あり、その証明を有すること。
 - (c) 過去のレース出場実績が1回で、かつJAF公認レーシングコースにおけるスポーツ走行の経験時間が6時間以上あり、その証明を有すること。
 - (d) JAF公認レーシングコースにおけるスポーツ走行の経験が9時間以上あり、その証明を有すること。
 - ② スーパーFJ
(a) 国内競技運転者許可証A(限定A含む)以上国際B以下の所持者であること。

(b) 2009年～2011年に下記のレースにおいて6位以内に入賞経験のないもの。

- ・ GP2
- ・ フォーミュラ・ニッポン
- ・ F3

③20歳未満のドライバーは、参加申し込みに際し、親権者の承諾書に印鑑証明書（3ヶ月以内有効）を添えて提出しなければならない。

～2) 補欠ドライバーとして指名登録される者の資格は本規則第13条～1)に要求されるものと同じでなければならない。

～3) ドライバーの選任

①参加者は1台の参加車両に対し、正ドライバー1名と補欠ドライバー1名を指名登録することができる。ただし、補欠ドライバーを登録する場合は第20条にて規定する料金を添えるものとする。

②補欠ドライバーは正ドライバーとして他の参加車両に登録されてもよい。

～4) ドライバーの変更

①ドライバーの変更は、当該車両の補欠ドライバーとして登録されている者に限り許される。ただし変更の際には、変更の旨を届け出る書類及び第20条にて規定する料金を大会事務局に申し出て大会審査委員会の許可を得なければならない。

②ドライバーの変更は、当該レースの参加受付終了まで許される。

第14条 ピットクルー（メカニック）

～1) 本競技会に参加が許されるピットクルーは満16歳以上で、参加者によって指名登録され、第15条によるMS共済会加入手続きを完了したものでなければならない。

～2) 参加者はピットクルーの中から1名をピット責任者（チーフメカニック）に選任して指名登録しなければならない。

～3) ピットクルーの登録はピット責任者を含み3名までとする。

ただし、追加クルー1名につき第20条にて規定する料金を添えて申し込みをした場合チームのピットクルーは計5名まで認める。

～4) 車両のメンテナンスにあたるものは作業に適した衣服を着用しなければならない。

第15条 もてぎ・鈴鹿(MS)共済会の加入手続き

～1) ツインリンクもてぎにおいてスポーツ走行およびレース大会に参加出場するドライバーおよびピットクルーはMS共済会に加入しなければならない。

～2) MS共済会は年間加入または暫定加入とする。

①年間加入はTRMC-S会員またはSMSC会員として登録され、所定の共済を納めた者のみとする。
<走行会員…10,000円・ピットクルー…4,000円>

②暫定加入は当該大会（特別スポーツ走行、予選、決勝）のみ有効とし、参加申し込みと同時に加入申し込みができる。

料金は第20条にて規定する。

第3章 参加申し込み

第16条 参加申し込み

～1) 参加申し込みは下記の書類に完全に記入した上で、参加料と必要なMS共済会費ならびに補欠ドライバーを登録しているチームは補欠ドライバー登録料を添え、現金書留にて申し込みなければならない。（締切日消印有効）

①参加申込書（誓約書・承諾書の署名を含む）

②車両仕様書

③MS共済会加入申込書（ピットクルー登録申請書）

④印鑑証明書(20歳未満のみ)

～2) 参加申し込み受け付け

受付期間は第4条に示す。

・開始 各戦とも基本30日前

・締切 各戦とも基本20日前

締切日2日前以降に発送する場合は、発送の事実を大会事務局に電話で通知しなければならない。

～3) 参加申し込み先

第4条に示す。

第17条 参加受理と参加拒否

～1) 参加申し込み者に対しては、締切後7日以内にレース大会事務局から参加受理または参加拒否が発送される。

～2) 参加申し込みが正式に受理された参加者には、主催者より正式参加受理書と指名登録されたドライバー、メカニックなどの身分証が郵送により交付される。

～3) 参加を拒否された申し込み者に対しては、参加料が返還される。

(ただし、事務処理経費として第20条にて規定する料金を差し引く。)

～4) 参加を受理された後、参加を取消す申し込み者には参加料は返還されない。

～5) 選手受付を行った後、公式車検、公式予選に出場できなくなった場合は、すみやかに大会事務局まで届け出なければならない。

第18条 参加受付（書類検査）

参加申し込みが正式に受理された参加者は、公式通知に示された日時および場所で行なわれる参加受付時に下記の書類を提示もしくは提出しなければならない。

①正式受理通知書

②参加者許可証

③運転免許証

④競技運転者許可証

⑤賞金振り込み用紙

⑥TRMC-Sライセンス/SMSCライセンス

(ドライバー及びピットクルー全員のMS共済会加入が確認できるもの)

⑦その他提出物がある場合は受理書に示す。

第4章 料金規定

第19条 参加料

(税込み)

レース区分	TRMC-S会員	非会員
F4・スーパーFJ インテグラ もてぎシビック (EG6・EK4・EK9) FD2シビック	42,000円	47,250円

※上記以外のレースは各レースシリーズ規定を参照のこと。

第20条 料金規定

～1) 補欠ドライバー登録料……5,250円 (税込み)

～2) 追加ピットクルー登録料……2,000円 (税込み)

- ～ 3) MS共済暫定会費
 - ①ドライバー……………7,000円
 - ②ピットクルー……………500円
- ～ 4) 参加取消事務手数料……………2,000円 (税込み)
- ～ 5) トランスポンダー補償料…50,000円 (税込み)
- ～ 6) 車両変更手数料……………10,500円 (税込み)
- ～ 7) 再車検料……………21,000円 (税込み)
- ～ 8) 再ブリーフィング手数料…21,000円 (税込み)

第5章 参加者の遵守事項

第21条 参加者の遵守事項

- ～ 1) 参加者及びドライバーは、参加申し込みの際に必ずJAF国内競技規則4-15で定める誓約書に署名しなければならない。
- ～ 2) すべての参加者は前記誓約の主旨に従い、明朗かつ公正に行動し、言動を慎み、スポーツマンシップにのっとったマナーを保たなければならない。
- ～ 3) 参加者は、競技中または競技に関係する業務についているときは、薬品などによって精神状態をつくろったり、飲酒してはならない。また許された場所以外で喫煙してはならない。
- ～ 4) 参加者は、主催者や大会後援協賛者、大会審査委員会、オフィシャル(競技役員)の名誉を傷つけるような言動をしてはならない。
- ～ 5) 参加代表者は、自分の行動はもちろん、自チームのドライバー、ピットクルー、ゲストなど全員の行動について責任をもたなければならない。
- ～ 6) ドライバーは、必ずドライバーズブリーフィングに出席しなければならない。ドライバーズブリーフィングに遅刻、もしくは欠席したドライバーは再ブリーフィングの対象となる。再ブリーフィング手数料は第20条にて規定する料金とする。
- ～ 7) 本条項の違反に対する罰則は参加者、もしくはドライバーに課される。

第22条 身分証と通行証

- ～ 1) 交付された参加者の身分証は、競技会期間中、確認しやすい位置に必ず着用していなければならない。
- ～ 2) 参加者のサービスカーは、大会事務局が交付する通行証に車両ナンバーを記入し、貼付しなければパドックへの通行ができない。
- ～ 3) 参加車両及び部品、工具を搬入するために必要な通行や積み降ろし作業は、オフィシャルの指示に従って行わなければならない。
- ～ 4) パドック及びツインリンクもてぎ内における通行、駐車、行動の指示は公式通知と案内標識によって示される。参加者はこの指示に従わなければならない。
- ～ 5) 交付された身分証や通行証は、他に貸与したり複製/転用してはならない。
- ～ 6) 身分証、通行証を紛失または破損した場合は、事務局に再交付の手続きをとり再交付を受けること。

第23条 ピットの使用

- ～ 1) 公式予選、決勝レースを通じての使用ピットは、大会事務局によって割り当てられる。
- ～ 2) 割り当てられたピットを参加者相互で交換・変更する場合は、互いに了承があった上で、大会事務局に申し出て、許可を受けなければならない。
- ～ 3) 公式予選、決勝レースを問わずレーシングコース側のピットのシャッターは開けておくこと。
- ～ 4) ピット内ではタバコ等一切の火気を取り扱わないこと。また、使用後は清掃し、すみやかに鍵を返却すること。

～5) ピットの専有使用は夜間のみとする。

～6) 開催クラスが複数に渡っている場合、ピットを割り当てられたエントラントは、公式予選、決勝レースを通じてピット内の黄線より前の部分が他のレースのピットとして使用できるよう工具、部品は置かないこと。

第6章 参加車両規定

第24条 F4レースの車両規定

2012年JAF国内競技車両規則第12章フォーミュラ4（F4）規定に合致した車両とする。

○タイヤに関する規定

- ①住友ゴム工業株式会社が指定したタイヤを使用すること。
- ②ハンドカットによるタイヤ加工を禁止する。
- ③公式予選、決勝レースを通じて競技会に使用するドライタイヤは1セットのみとする。
なお、競技中のタイヤ交換は外的要因（パンク等）により、競技長の許可を得た場合以外は認められない。

第25条 スーパーFJレースの車両規定

2012年JAF国内競技車両規則第11章スーパーFJ（S-FJ）規定に合致した車両とする。

○タイヤに関する規定

2012年JAF国内競技車両規則第11章に準拠し、次の通りとする。スーパーFJレースの車両規定、競技会実施細則のタイヤ項による。）

- ①横浜ゴム株式会社が指定したタイヤを使用すること。
- ②ハンドカットによるタイヤの加工を禁止する。
- ③公式予選、決勝レースを通じて競技会に使用するドライタイヤは1セットのみとする。
なお、競技中のタイヤ交換は外的要因（パンク等）により、競技長の許可を得た場合以外は認められない。

第26条 もてぎシビックレースの車両規定

1. 参加車両

ホンダシビックSiRシリーズ（EG6型またはEK4型）またはホンダシビックタイプR（EK9）として通常に国内モデルとして生産、販売された車両とする。

2. 改造範囲

2012年度JAF国内競技車両規則第3章（一般規定）、第4章（安全規定）、第5章（量産ツーリングカー（N1）に許される改造）に従ったものとし、さらに次の各項に従ったものでなければならない。

1) 純正部品

純正部品とは、ホンダシビックSiRシリーズ（EG6型またはEK4型）およびホンダシビックタイプR（EK9）国内向け仕様として生産者から出荷された状態のもので、無修正のものを指す。オートマチックトランスミッション専用の部品は使用できない。

2) 車両のフレームナンバー

車両のフレームナンバーは、生産時に刻印されたものを有すること。

3) エレクトロニクスコントロールユニット（ECU）

EG6、EK4：

ECUは、ツインリンクもてぎが指定部品として大会期間中に貸し出すECUに限り使用が許される。

EK9：

ECUは、ツインリンクもてぎ指定のM-TEC製ECUに限り使用が許される。このツインリンクもてぎ指定のECUは、参加者において購入され、大会期間中に使用されるものとする。

（ツインリンクもてぎからのレース時ECU貸し出しは行わない。指定ECU購入に関するお問合せは、本シリーズ事務局まで）

※EK9用ECU詳細

型式：37820-XJ1-S1N0-B3

価格：73,500円（税込）

販売場所：ツインリンクもてぎドライバーズサロン

また、フューエルインジェクション装置のプレッシャーレギュレーターに対する改造または変更は許されない。

下記フレーム番号、エンジン番号に該当する場合は、ツインリンクもてぎ指定 ECU が正常に作動しません。該当する場合は、ツインリンクもてぎ大会事務局までご連絡ください。

フレーム番号 EG6 - 13 × × × × ×

エンジン番号 B16A - 57 × × × × ×

※2013年からエレクトロニクスコントロールユニットの制限を変更する予定です。

- 4) シリンダーヘッドガスケット
シリンダーヘッドガスケットの変更は許されない。交換する場合は、その車両用に販売される純正部品とのみ交換することが許される。
- 5) 車両最低重量
 - ①車両最低重量は、EG6型890kg、EK4型910kg、EK9型920kgとする。
 - ②バラストの取り付け
規定の車両重量を満たすためにバラストを取り付ける場合2012年 JAF国内競技車両規則、第3章、第3条3.3)に従って取り付けられていなければならない。
- 6) チタン製部品の使用禁止
チタンを材料とした加工物は、一切の使用が禁止される。
- 7) ロールケージ
2012年JAF国内競技車両規則第4章に準拠した6点式以上のロールケージが使用されていなければならない。
また、全ての車両に対し、フロントロールバーとフロントピラー（Aピラー）とを固定できる取り付け部分を設けることを推奨する。
- 8) ウォーターラジエター
取り付け角度の変更は許されない。
- 9) ピストンおよびコンロッド
ピストンおよびコンロッドのバランス調整は禁止される。
- 10) 車両交換等の禁止
公式車検に合格した車両は、車両の交換、またはエンジンおよびトランスミッションのアクセシブル交換が禁止される。
やむを得ない事由で交換しなければならない場合、車両を除き、当該技術委員長、並びに大会競技長の承諾のもと、大会審査委員会が許可したものに限り交換が認められる。ただし、公式予選で達成された当該エントリーのスターティンググリッドが失われる事を条件とする。（最後尾グリッドからのスタートが理由の如何を問わず条件とされる。）
なお、当該エントリーの当初のグリッドより5グリッド以内に最後尾グリッドがある場合はピットスタートとする。
また、この場合のエンジン、およびトランスミッション交換の申請に対する時間的制限は、公式予選終了後30分以内とする。
- 11) 安全ベルト
ショルダーベルトがYタイプの場合は、使用が禁止される。
- 12) ドライバー防護ネット
参加車両には、ツインリンクもてぎ指定の「ドライバー防護ネット」の取付けを強く推奨する。防護ネットを取り付けない場合はドライバー側のサイドウィンドウを開けて走行することを強く推奨する。

13) 排気音量

車両は、その排気音量90db(A)以下に規制できる消音器を取り付けなければならない。音量の測定は、本規則第32条の（※音量の検査方法）による。

14) 窓ガラス

- ①サイドウィンドウは、ドライバー氏名以外の貼付物が禁止され、透明が保持されていなければならない。
- ②リアウィンドウは、その上端に天地幅8cmで接した帯状部分、およびリアセッケン貼付部分を除き、いかなる貼付物も禁止され、透明が保持されていなければならない。

○タイヤに関する規定

2012年JAF国内競技車両規則第5章に準拠し、次の通りとする。

- ①使用が許されるタイヤは、タイヤ製造者が1993年1月1日以降に発表した日本国内向け市販タイヤ製品カタログに記載表示され、通常に販売されているラジアルタイヤとする。
- ②使用できるタイヤサイズは195 / 55R15のみとする。
- ③公式予選から決勝を通じて使用できるタイヤは4本までとする。
使用するタイヤ4本は、公式車両検査時にオフィシャル（技術委員）によってタイヤマーキングが実施される。
- ④路面がウェット状態であると競技長が宣言した場合、上記③においてマーキングされたタイヤ以外の使用が認められる。
- ⑤上記「ウェット宣言」以外の状況で、マーキングされたタイヤをやむを得ない事由で他のタイヤと交換する場合次の通りとする。
 - 1.公式予選中のタイヤ交換は認められない。
 - 2.公式予選終了後にマーキングされたタイヤを交換する場合は、公式予選終了後30分以内に文書により大会競技長へ申請するものとする。この場合、公式予選にて達成された決勝レース・スターティンググリッドを失うものとし、最後尾スタートとされる。タイヤ交換者が複数の場合、当初のグリッド順に従い、最後尾からグリッドが形成される。
- ⑥タイヤの裏組み(左右を逆に組みなおす)は禁止される。

第27条 インテグラレースの車両規定

1. 参加車両

インテグラTYPE R（型式：DC5）のみとし、通常に国内モデルとして生産、販売された車両とする。

2. 改造範囲

2012年度JAF国内競技車両規則第1編 レース車両規定 第3章（一般規定）、第4章（安全規定）、第5章（量産ツーリングカー（N1））、に従ったものとし、さらに次の各項目に従ったものでなければならない。

1) 純正部品、指定部品、および認定部品

- ①純正部品とは、インテグラTYPE R（型式：DC5）国内向け仕様として生産者から出荷されたものである。
- ②指定部品とは、ツインリンクもてぎより使用が義務付けられた部品。指定部品以外の使用は、純正部品も含み認められない。
- ③認定部品とは、ツインリンクもてぎより使用が認められた部品。認定部品以外に純正部品の使用も認められる。

2) 車両フレームナンバー

車両のフレームナンバーは、生産時に刻印されたものを有すること。

3) チタン製部品の使用禁止

チタンを材料とした加工物は、一切の使用が禁止される。

4) 車両最低重量

①車両最低重量は、次の通りとする。

1050kg以上

②バラストの取り付け

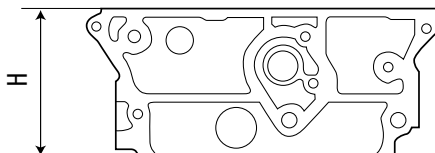
規定の車両重量を満たすためのバラストを取り付ける場合、2012年JAF国内競技車両規則第1編 第3章 第3条 3.3)に従って取り付けられていなければならない。取り付け位置は、助手席への取り付けが望ましい。

5) シリンダーヘッド

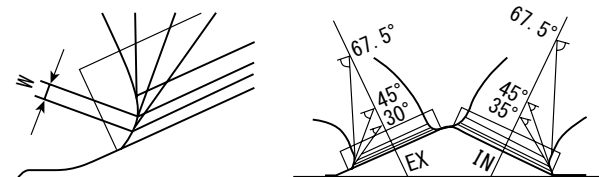
①シリンダーブロック合わせ面の、歪み取り等修正を目的とした、最小限の加工が許される。

ただし、いかなる場合もすべての測定箇所において基準値を下回ってはならない。

基準値高さ (H) : 103.95mm以上



②バルブシート当り幅 (W) および当り面の修正を目的とした、以下の角度のみによる最小限の加工が許される。

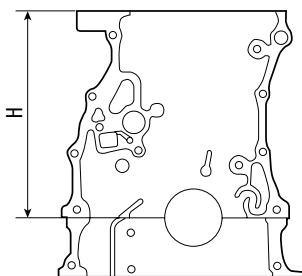


6) シリンダーブロック

①シリンダーヘッド合わせ面の、歪み取り等修正を目的とした、最小限の加工が許される。

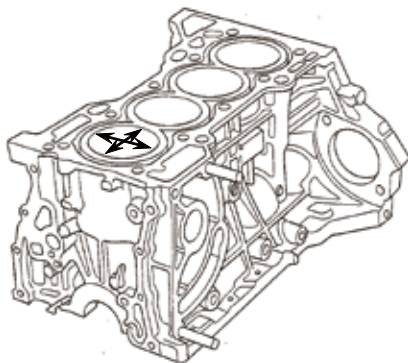
ただし、いかなる場合もすべての測定箇所において基準値を下回ってはならない。

基準値高さ (H) : 211.95mm以上



②シリンダー内径の、偏磨耗等の修正を目的とした、最小限の加工が許される。ただし、いかなる場合もすべての測定箇所において基準値を超えてはならない。

基準値内径：86.07mm以下



- 7) フューエル システム
安全燃料タンクを装着した場合、ツインリンクもてぎ指定部品のフューエルプレッシャーレギュレーターおよびレギュレーターベースブロックを使用することが義務付けられる。
- 8) ピストンおよびコンロッド
ピストンおよびコンロッドのバランス調整は禁止される。
- 9) シリンダーヘッドガスケット
シリンダーヘッドガスケットの変更は許されない。
- 10) エレクトロニクス・コントロール・ユニット (ECU)
 - ①ツインリンクもてぎ指定部品のECUを使用することが義務付けられる。また、ECUの取り付け位置は助手席フットスペースフロア面とし、ツインリンクもてぎ指定部品のECUマウントブラケットによって装着されることが義務付けられる。
 - ②点火装置はプラグを交換すること以外一切の追加、改造または変更が許されない。
- 11) エキゾーストシステム
ツインリンクもてぎ認定部品のエキゾーストシステムを使用することを推奨する。
- 12) ウォーターラジエーター
取り付け角度の変更は許されない。
- 13) サスペンション
ツインリンクもてぎ認定部品を使用することを推奨する。
 - ①認定部品
 - ・フロントダンパージョイントブラケット
 - ・フロントコンプライアンスブッシュセット
 - ・フロントロアアームブッシュセット
- 14) ブレーキ
 - ①アンチロックブレーキ装置が装着されている車両は、その作動を停止させるか装着を取り外さなければならない。
 - ②ツインリンクもてぎ認定部品のフロントブレーキキャリパーセットの使用が認められる。認定部品を使用しない場合は純正部品のみ使用が認められる。
 - ③純正部品以外のプロポーションングバルブに使用は禁止される。
- 15) 車体外観、形状
 - ①テールゲート スポイラー ASSY (ローウィングタイプ 71700-S6M-003) の装着は禁止される。
 - ②R. サイドシル ガーニッシュ ASSY (ローウィングタイプ同時装着品 71800-S6M-A00)
L. サイドシル ガーニッシュ ASSY (ローウィングタイプ同時装着品 71850-S6M-A00) の装着は禁止される。

16) ロールケージ

- ① ツインリンクもてぎ指定部品のロールケージキットを使用することが義務付けられる。
- ② ツインリンクもてぎ指定のロールケージの車体への取り付けは、2012年JAF国内競技車両規則第1編 第4章 第6条6.3.3.2)に従って取り付けられなければならない。指定ロールケージを任意に補強する場合、2012年JAF国内競技車両規則第1編 第4章 第6条6.3.2.3)、6.3.3.5)及び6.3.3.5.1)～6.3.3.5.4)に従って4-4図、4-6図の斜行ストラットの追加も認められる。
- ③ 指定ロールケージのボディーへの指定取り付け箇所は、メインロールバー 4箇所、フロントロールバー 2箇所、リヤストラット2箇所、及び左右補強ストラット2箇所の計10箇所とする。
 - ③-1 上記取り付け部10箇所は、ボルトで取り付けられていること。
 - ③-2 指定ロールケージのボディーへの取り付け点を任意追加できるのは、フロントロールバーとフロントピラー（通称Aピラー）であり、左右それぞれ最大150mmの範囲内に任意の形状で溶接等により結合させることが認められるのみとする。
- ④ 新規にロールケージを装着する場合、ツインリンクもてぎ指定部品ロールケージキット 12P（2004JAF国内競技車両規則適合品）の装着を推奨する。

17) 安全ベルト

安全ベルトのストラップは2本の肩部ストラップと1本の腰部ストラップ、および1本以上の脚部ストラップの着用が推奨され、肩部ストラップがYタイプのもものは、使用が禁止される。安全ベルトは、FIA基準8853/98に従い公認されたものの使用が推奨される。安全ベルトはそれぞれのストラップが単独で車体に取り付けられていなければならない。また、取り付け方法については、2012年JAF国内競技車両規則第4編 付則「レース競技における安全ベルトに関する付則」に従う事。

18) ドライバー防護用ウインドネット

ツインリンクもてぎ指定部品のウインドネットキットを使用することが義務付けられる。

19) 窓ガラス

- ① 全ての窓ガラスは無色透明が保持されていなければならない。ただし純正部品色付きガラス仕様の装着は認められる。

20) 牽引フック

ツインリンクもてぎ指定部品のフロント牽引フックおよび、リア牽引フックを使用することが義務付けられる。

21) ファスナー

スプリングタイプ、ラバータイプの使用は禁止される。

22) タイヤ規定

本シリーズ規則第24条に従う。

23) 車両交換等の禁止

公式車両検査に合格した車両は、車両の交換、またはエンジンおよびトランスミッション/アッセンブリー交換が禁止される。やむを得ない事由で交換しなければならない場合、車両を除き、大会技術委員長、並びに大会競技長の承認のもと、大会審査委員会が許可したものに限り認められる。ただし、公式予選で達成された当該エントラントのスターティンググリッドが失われる事を条件とする。（最後尾グリッドからのスタートが理由の如何を問わず条件とされる。）なお、当該エントラントの当初のグリッドより5グリッド以内に最後尾グリッドがある場合はピットスタートとする。

また、この場合のエンジン、およびトランスミッション交換の申請に対する時間的制限は、公式予選終了後30分以内とする。

ツインリンクもてぎ指定部品および認定部品は㈱M-TECより販売されます。
 お問い合わせは㈱M-TEC 商品課 TEL048-462-3131

ツインリンクもてぎ指定部品リスト

品名	品番	備考
フロント牽引フック	74710-XK5-S1N0	スチール製 φ10mm
リア牽引フック	74720-XK5-S2N0	スチール製 φ10mm
ロールケージキット	70020-XK5-K0N0	11ポイント
ECU	37820-XK5-00N0	ワンメイク用専用プログラム DC5-100、200、210、220、230 (レースベース車)
ECU	37820-XK5-01N0	ワンメイク用専用プログラム DC5-100、200、210、220、230
ECU マウントブラケット	37821-XK5-S0N0	助手席フットスペースフロアに装着
フューエルプレッシャーレギュレーター	16740-XK5-00N0	燃圧 3.5kg-cm ²
レギュレーター・ベースブロック	16700-XK5-S0N0	取り付け用ブロック

ツインリンクもてぎ認定部品リスト

品名	品番	備考
フロントダンパージョイントブラケット	51812-XK5-S1N0	ねじ径 M58×P1.5 (左右SET)
フロントブレーキキャリパーセット	45010-XK5-S1N0	高耐久性製品(左右SET)
コンプライアンスブッシュセット	51391-XK5-S0N0	すぐり埋め形状 硬度アップゴム品 (2ヶSET)
フロントロアアームブッシュセット	51392-XK5-S0N0	硬度アップゴム品(2ヶSET)
エキゾーストシステム	18000-XK5-K0N0	φ70mmサイレンサー付

○タイヤに関する規定

2012年JAF国内競技車両規則第5章に準拠し、次の通りとする。

- ①使用が許されるタイヤは、タイヤ製造者が1993年1月1日以降に発表した日本国内向け市販タイヤ製品カタログに記載表示され、通常に販売されているラジアルタイヤとする。
- ②使用できるタイヤサイズはドライ、ウェットともに215 / 45R17のみとする。
- ③公式予選から決勝を通じて使用できるタイヤは4本までとする。
 使用するタイヤ4本は、公式車両検査時にオフィシャル（技術委員）によってタイヤマーキングが実施される。
- ④路面がウェット状態であると競技長が宣言した場合、上記③においてマーキングされたタイヤ以外の使用が認められる。
- ⑤上記「ウェット宣言」以外の状況で、マーキングされたタイヤをやむを得ない事由で他のタイヤと交換する場合次の通りとする。
 - (a) 公式予選中のタイヤ交換は認められない。
 - (b) 公式予選終了後にマーキングされたタイヤを交換する場合は、公式予選終了後30分以内に文書により大会競技長へ申請するものとする。この場合、公式予選にて達成された決勝レース・スターティンググリッドを失うものとし、最後尾スタートとされる。タイヤ交換者が複数の場合、当初のグリッド順に従い、最後尾からグリッドが形成される。
- ⑥タイヤの裏組み(左右を逆に組みなおす)は禁止される。

第28条 FD2シビックレース車両規定

MUGEN POWER Cup事務局発行のMUGEN POWER Cup CIVIC One Make Race車両規則に合致した車両とする。

第29条 TMSV Vitzクラブマンシリーズ車両規則

TOYOTA MOTOR SPORTS CLUB発行のTMSV Vitzクラブマンシリーズ車両規則に合致した車両とする。

第30条 ワンメイク車両規定

ワンメイク車両規定が追加された場合は、第6条にて定めるもてぎチャンピオンカップブルテンにて公示する。

●スーパーセブンの車両規定

セブンレースアソシエーション発行の2012年ケータハムカップスーパーセブンレース規定に合致した車両とする。

●マーチレースの車両規定

マーチレースアソシエーション発行の規則に合致した車両とする。

●Porsche GT3Cup Challenge Japan車両規定

ポルシェカレラカップジャパン発行の規則に合致した車両とする。

●スーパーカート

ビクトリーサークルカートクラブ (VICIC) 発行の規則に合致した車両とする。

●NO-TEC車両規則

第6条にて定めるもてぎチャンピオンカップブルテンにて公示する。

第31条 車両に対する暖気

- ～ 1) タイヤに対する走行前の意図的な加熱は一切禁止する。
- ～ 2) デフウォーマーおよびジャッキアップ等による暖気は禁止する。

第32条 排気音量規定

本大会に出場する車両は下記の排気音量規定の数値を超えてはならない。

F4 / S-F Jレース……………105dB(A)

上記以外のレース……………90dB(A)

※音量の検査方法

半径10mに障害物のない場所で、排気パイプの出口から45°の角度で3m離れたところに排気の流れに沿ったレベルにマイクロフォンをセットし、公称最大馬力を出力する回転数の75%の回転数でエンジンを回転しているときに測定する。

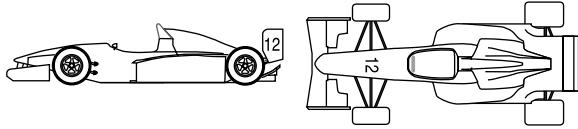
第33条 競技番号

- ～ 1) 参加車両は、大会事務局によって定められた競技番号を参加者の責任において、指定の位置、書体、大きさで記入されなければならない。また、指定のゼッケン、ゼッケンベース等があるレースについてはそれに従うこと。(使用するゼッケンはNo.0～99までとする)
- ～ 2) 数字はアラビア数字、書体はフーツラボールド、数字の画線は5cm、数字のタテの長さは、フォーミュラが約25cm、その他の車両は約30cmとする。(リア部分ゼッケンのタテの長さは30cm未満でもよい。)

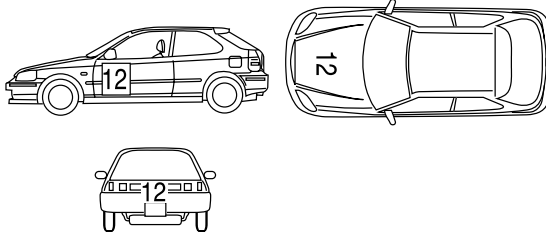
1234567890 (書体見本)

- ～ 3) 競技番号は車体色と対照的な色で記入されなければならない。

- ～4) F4 /スーパーFJの競技番号は、リアウイングの左右翼端板とフロントカウル上面の3ヶ所に記入されなければならない。



- ～5) 上記以外のレースの競技番号は前席ドアの左右両側面とフロントフード上面および後方から確認できるリア部分の4ヶ所に記入されなければならない。



- ～6) フロントフード上面の競技番号数字は車体に平行に記入し、両側面およびリア部分の数字は垂直に記入しなければならない。
- ～7) シリーズ規則により競技番号についての規程がある場合は各シリーズ規則に従うこと。
- ～8) 参加車両の競技番号は、公式車両検査、公式予選、決勝レースを通じて保持されていなければならない。
- ～9) 参加車両には大会事務局によって定められた競技番号が、参加者の責任において指定の箇所、書体、大きさで記入されていなければならない。ただし、各レース規定にて指定がある場合はこの限りではない。
- ～10) 参加車両の競技番号は、公式車両検査、公式予選、決勝レースを通じて保持されていなければならない。
- ～11) 競技番号の判断が困難であると計時委員長が判断した車両については、競技番号の修正が命ぜられる。これに従わなかった場合は、タイム測定を拒否されることがある。

第34条 トランスポンダー（自動計測装置）の装着

- ～1) 全ての参加者は主催者が用意したトランスポンダーを車検時までに装着し、公式予選、決勝レースを通じ装着していなければならない。取り付けを拒否した場合、出走は認められない。
- ～2) 参加者は、主催者が用意する自動計測装置の代わりに、自身で所有する「AMB社製TranX260・TranXPRO」※RC「AMB社製TranX160・TranX260・TranXPRO」※NC/DT（通称マイボンダー）を使用することができる。ただし使用する際は以下の項目を遵守すること。
- ①使用申請については所定の用紙にて参加受付までに行うこと。
 - ②取り付け方法・箇所については本規則第34条～4)に従うこと。
 - ③計時長（委員長）が判断し、競技役員により指示された場合は、直ちに主催者の用意する自動計測装置に付け替えること。
- ～3) トランスポンダーの配布は、選手受付時に行い、返却については各レース終了後1時間以内とする。（完走車両は車両保管解除後30分以内、予選不通過車両は当該予選終了後1時間以内とする。）
万一破損・紛失した場合、第20条に定める料金が主催者より請求される。
- ～4) トランスポンダーは指定のホルダーと合わせて使用すること。指定の場所にタイラップ・粘着テープ等でホルダーを確実に固定する。計測装置本体のステッカー部分を上側とし、縦に取り付けること。

《フォーミュラカーの場合》

ノーズコーン内のコクピット前部分に取り付ける。

《ツーリングカーの場合》

運転席もしくは助手席のドアポケット付近に取り付ける。

※選手受付時に取り付けの説明があった場合はそれに従う事。

第35条 周回数のカウント

周回数のカウント基準は、コントロールラインを基点とする。

ピットロードにおいてもコントロールラインは、コース上のコントロールライン延長線上に存在する。

例) スタート後コントロールラインを通過せずにピットロードに入った場合、この時点では0周である。

その後、ピットロード上のコントロールラインを通過した時点で、車両の周回数は1周カウントされる。

第36条 車両名及びレースによる広告

- ～ 1) 車両名は、原則として製造者の定めたとする。それ以外の特別な車両名を使用する場合は、参加申し込みの車両名登録の際、所定の欄に記入して大会事務局の了承を得なければならないが、主催者が発行または発表する公式プログラム、公式結果発表書類や、場内放送などに特別な車両呼称を強要することはできない。
- ～ 2) 特別な車両名（スポンサー等）を使用する場合は15文字以内とする。15文字を超えるものは削除または短縮する。
- ～ 3) 車両による広告をする参加者は、参加申し込み時点、及び追加する場合は車両検査時点までに、スポンサー名など広告の内容を大会事務局に申告して許可を得なければならない。
- ～ 4) 参加者、主催者あるいは大会後援協賛者の都合によっては、特定の広告が拒否される場合があることを承知していなければならない。
- ～ 5) 車両による広告は、参加代表者やドライバー、ピットクルーなどの氏名、車名、社名、商品銘柄及び通常使用される貼付ステッカーに限って許可されるが、公序良俗に反するものであってはならない。
- ～ 6) 主催者あるいは大会後援協賛者が貼付を希望した広告ステッカー類を貼付しない参加者、及び明らかに主催者や大会後援協賛者の広告活動を妨害したと判断された参加者に対しては、主催者や大会後援協賛者からの賞が授与されないか減額される。
- ～ 7) 車両による広告は、競技番号の判断を困難にする色やデザイン、位置であってはならない。技術委員によって不適当と判断された広告は撤去、修正が命じられ、これに応じない車両は競技出場を拒否される。

第37条 公式車両検査

- ～ 1) 公式車両検査は、公式通知で示されるタイムスケジュールに従ってツインリンクもてぎの所定の車両検査区域で行われる。
- ～ 2) ドライバーは、車両とともに指定の時間内に所定の車両検査受付場所に集合し、公式車両検査を受けなければならない。
- ～ 3) 定められた時間に遅刻した車両及びドライバーに対する処置は、競技長が大会審査委員会に諮って行うものとする。
- ～ 4) ドライバーは、公式車両検査時に次のものを携帯もしくは着用して技術委員の点検を受けなければならない。
 - ①競技用ヘルメット
以下のいずれかに該当するヘルメットの着用が義務付けられる。
 - ・ JAF公認競技用ヘルメット
 - ・ 国際モータースポーツ競技規則附則J項のテクニカルリストNo.25に記載された基準に適合したヘルメット

- ・ 日本工業規格（JIS）乗用車用安全帽に合致したヘルメット（旧規格（JIS T8133:1997）のC種適合品を含む）
- ・ 製造後「10年」を経過したものを使用してはならない。
- ②耐火炎レーシングスーツ
JAF/FIA（FIA基準8856-2000）公認の耐火炎レーシングスーツの着用が義務付けられる。
- ③耐火炎レーシングシューズ
JAF公認/FIA（FIA基準8856-2000）認定の耐火炎レーシングシューズの着用が義務付けられる。
- ④耐火炎レーシンググローブ
JAF公認/FIA（FIA基準8856-2000）認定の耐火炎レーシンググローブの着用が義務付けられる。
- ⑤耐火炎バラクラバ
JAF公認/FIA（FIA基準8856-2000）認定の耐火炎バラクラバの着用が義務付けられる。
- ⑥耐火炎アンダーウエア及びソックス
JAF公認/FIA（FIA基準8856-2000）認定の耐火炎アンダーウエア及びソックスの着用を推奨する。

- ～ 5）公式車両検査を受けない車両やドライバー、検査の結果参加が不適当と判断されたドライバー、また技術委員による改善命令に応じない車両やドライバーは、競技に出場できない。
- ～ 6）公式車両検査を受ける車両とドライバーの他に補助員を要する場合は、参加者、氏名登録されたメカニックあわせて3名以内で検査区域に同行しなければならない。
- ～ 7）参加者または当該車両のメカニックは、公式車両検査を受ける際、車両の燃料タンク容量及び申告を命ぜられた事項に関して車両仕様書に確認のための署名をしなければならない。
- ～ 8）公式車両検査を受ける車両の燃料は、参加者の手によって全部抜き取られていなければならない。不要の燃料は、参加者の責任において完全に密封された容器に保管され、不要のオイルは所定の廃棄所に処分されなければならない。
- ～ 9）公式車両検査に合格したあとの車両は、改造してはならない。
- ～ 10）公式車両検査に合格した車両は、公式通知に示される案内図またはオフィシャルが指示する導線によって所定の位置で待機、給油、整備しなければならない。所定の位置から無断で車両を移動させたり所定の位置に入らない車両には罰則が適用される。
- ～ 11）技術委員は、車両検査の時間外であっても随時参加車両の検査を行う権限をもち、この検査に応じない参加者に対しては罰則が適用される。
- ～ 12）公式予選中に車両検査が実施されることもある。この場合、ピットロード途中でオフィシャルの合図と手旗で誘導された競技車両は、車両検査エリア（車検場前のエリア）にて車両検査委員の指示に基づき車検を受けなければならない。これを拒否すると罰則が適用される。

第38条 競技終了後の車両保管と入賞車の車両検査

- ～ 1）決勝レースを終了した完走車は競技委員の指示によりパドック内の所定の区域に必要な時間保管される。保管中の車両を改造したり整備してはならない。
- ～ 2）車両保管区域への車両の出し入れはすべて競技役員の指示に従って行わなければならない。保管を解除された車両は参加者によってすみやかに引き取らなければならない。
- ～ 3）入賞車及び抗議対象車は、レース終了後または大会審査委員会の求めに応じて随時車両の分解その他必要な方法による車両検査を受けなければならない。
- ～ 4）大会審査委員会または技術委員が求める車両検査に必要な分解・組み立て作業は、参加者またはその代理人の責任で行わなければならない。ただし、抗議対象車の分解・組み立てに要した費用は、抗議が不成立に終わった場合、抗議提出者が負担しなければならない。その額は技術委員が算定し大会審査委員会が承認した額とされる。
- ～ 5）入賞車及び抗議対象車の車両検査には、本競技会の関係役員以外立ち会うことができない。
- ～ 6）車両検査に応じない車両は失格とされる。

第39条 燃料規定

～ 1) 使用する燃料は、ツインリンクもてぎ内給油所で供給される下記の通りとする。

※NR-A (ナンバー付きレース車両) は除く

—供給ガソリン性状表—

銘柄	単位	ENEOS ヴィーゴ	SUNOCO スーパー100
色		オレンジ	オレンジ
密度 (15℃)	g/cm ³	0.7404	0.7404
蒸留試験 (減失加算) 10%流出温度	℃	41.5	41.5
蒸留試験 (減失加算) 50%留出温度	℃	85.5	85.5
蒸留試験 (減失加算) 90%留出温度	℃	144.0	144.0
蒸留試験 (減失加算) 終点	℃	181.5	181.5
蒸留試験 (減失加算) 残油量	容量%	1.0	1.0
蒸気圧 リード法 37.8℃	Kpa	88.0	88.0
オクタン価		99.6	99.6
銅板腐食 50℃ 3Hr.		1A	1A
酸化安定度 誘導期間法	Min	480(+)	480(+)
成分試験法 (ガスクロ) MTBE	容量%	0.5 (-)	0.5 (-)
成分試験法 (ガスクロ) ベンゼン	容量%	0.4	0.4
成分試験法 (ガスクロ) メタノール	容量%	0.1 (-)	0.1 (-)
成分試験法 (ガスクロ) 灯油分	容量%	1 (-)	1 (-)
成分試験法 (ガスクロ) エタノール	容量%	0.1 (-)	0.1 (-)
成分試験法 (ガスクロ) 酸素分	質量%	0.5	0.5
硫黄分	質量%	0.0003	0.0003
鉛分	g/l	0.001(-)	0.001(-)
実在ガム 洗浄	mg/100ml	0	0
実在ガム 未洗	mg/100ml	15	15

(2011年12月現在)

※AVガス・レースガスは使用できない。

～ 2) 燃料には添加剤を混入したり、オクタン価を高めたり燃料の性質を変えるような装置を取付けたりしてはならない。ただし、潤滑に必要なオイルの銘柄や仕様は自由とされる。

第40条 車両変更

～ 1) 参加申込が正式受理された後の車両変更は、参加車両が故障、破損、その他やむを得ない事情があるときを除いて認められない。

～ 2) やむを得ない事情による車両変更は、参加申し込みをした同部門同クラスについてのみ許され、変更が許される期限は当該車両の公式予選が始まる30分前までとする。

～ 3) 公式車両検査までに車両変更を行う参加者は、車両仕様書を新たに提出し、第20条にて定められた車両変更手数料を添えて大会事務局の許可を得なければならない。

～ 4) 公式車両検査が終了したのちの車両変更は、競技長を通じて大会審査委員会の許可を受けなければならない。この場合は、出走前車両検査を受け、合格しなければならない。車両仕様書を新たに提出し、車両変更手数料にあわせて再車検料を添えなければならない。

料金は第20条にて規定する。

第7章 信号合図及び競技走行中の遵守事項

第41条 信号合図

～ 1) 競技中の信号合図は、国際モータースポーツ競技規則H項に基づく旗信号 (補助的に発光信号としての信号灯) によって行われる。

～ 2) ツインリンクもてぎの信号灯は、次の通り合図される。

- ①黄色1灯点滅=黄旗1本の振動
- ②黄色2灯点滅=黄旗2本の振動
- ③赤灯=赤旗表示

④緑灯=緑旗表示

- ～ 3) 旗信号に従わないドライバーには罰則が適用される。この違反行為の審判員の判定に対する抗議は受け付けられない。罰則は原則としてペナルティストップ10秒、レース結果に1分加算、1周減算、失格とされる。
※大会審査委員会は状況に応じて罰則を軽減したり、強化することができる。
- ～ 4) コントロールライン上のフラッグ台で、黒旗、もしくは中にオレンジ色の円形のある旗とともに、黒地に白文字のボードを提示された当該競技番号のドライバーは、次の周回時に必ず自己のピットに停車してオフィシャルの指示に従わなければならない。

第42条 走行中のドライバーの遵守事項

走行中のドライバーは次の各項を守らなければならない。

- ～ 1) ヘルメット及び安全ベルト、グローブ等の確実な着用。
- ～ 2) 車両に他者を同乗させてはならない。
- ～ 3) コース走行は右回りとし、いかなる場合も逆方向に走行してはならない。
- ～ 4) ショートコースの短絡路、サービスロードなど規定外のコースを走行してはならない。
- ～ 5) 走行中コントロールを失った車両、あるいは走路外に出た車両のドライバーがコースに復帰するときは、後続車両など他車の妨害にならないよう注意し、安全を確認しなければならない。
- ～ 6) ピット及びコース上でのエンジンの押しがけは禁止とする。
これに違反した場合は、下記の罰則が課せられる。
公式予選中の場合は、押しがけした時点以降の走行を禁止する。
決勝レースの場合は罰則が課せられる。
- ～ 7) ピット停止をする際は、必ずエンジンを停止すること。
- ～ 8) 車両をコースに沿って押し進めたり、決勝ラインを超えて押し進めたりすることは許されない。
これに違反すれば罰則が課せられる。
- ～ 9) 理由もしくは時間のいかに問わず、そのドライバーがコース上に一時的にも車両を放棄した場合、それはレースを放棄したものとみなされる。
- ～ 10) 緊急の際、競技中に救急車、消火車、競技役員車、レッカー車などサービス車がコースを走行したり、必要な作業を行うため駐・停車したり、またオフィシャルがコースに立ち入る場合があることをドライバーは承知していなければならない。
- ～ 11) コース上にオイル等の液体を撒き散らす恐れのあるようなトラブルがあった場合は、スロー走行でピットに戻ろうとはせずに、すみやかにコースアウトして安全な場所にマシンを止めなければならない。
- ～ 12) チェッカー後は減速して安全に走行しピットインすること。

第43条 セーフティカー

- ～ 1) 競技長の決定によりレースを非競技化するためにセーフティカーが使用される場合がある。
セーフティカーは、ドライバーまたはオフィシャルが危険な状況ではあるが、レースを中断するほどではない場合に使用される。
- ～ 2) セーフティカーは、国際モータースポーツ競技規則付則H項に基づき活動する。
- ～ 3) 詳細は付則-1に示す。

第44条 妨害行為

- ～ 1) 競技中、ドライバーは故意に他の車両の走行を妨害してはならない。また、明らかに重大な事故の発生が予測できる危険な行為を行ってはならない。
- ～ 2) コース上でのグリーン上カット等、規定外の走行は危険状態を避ける場合を除いて行ってはならない。

- ～ 3) 唐突な進路変更、カーブの内側もしくは外側に向かって故意に車両を寄せること、その他の異常な進路変更を伴うような、他のドライバーを妨害するような行為を行ってはならない。
- ～ 4) 大会期間中いかなる場合においても『危険なドライブ行為』を行ってはならない。
 - ※『危険なドライブ行為』とは
 - ①衝突を起こしたもの
 - ②他のドライバーのコースアウトを強いるもの
 - ③他のドライバーによる正当な追い越し行為を妨害するもの
 - ④追い越しの最中に他のドライバーを不当に妨害するもの等を指し、その行為が危険行為と判定された場合は、厳しく罰せられる。

第45条 リタイア (棄権)

- ～ 1) 競技中、事故あるいは故障などにより、以降の走行の権利を放棄するドライバーは、その旨を最も近い位置のオフィシャル（コース委員/ピット審判員等）に報告しなければならない。
- ～ 2) リタイアの報告は原則としてドライバー、または参加代表者が所定の用紙に署名して行わなければならないが、負傷その他やむを得ない事情で署名による報告ができない場合は、オフィシャル（コース委員/ピット審判員等）の判断でリタイアとみなされる。この判断に対する抗議は受け付けられない。
- ～ 3) レース中ドライバーが車両を押し歩いてピットに戻ることは禁止される。この場合はリタイアとみなされる。

第8章 公式予選とスターティング・グリッド

第46条 公式予選

- ～ 1) ドライバーは公式車両検査に合格した車両で、公式通知に示されるタイムスケジュールによって行われるレース区分別の公式予選に必ず出場しなければならない。
- ～ 2) 公式予選は正ドライバーが行うものとする。
- ～ 3) 参加者は公式予選中において、国際モータースポーツ競技規則H項に基づく信号合図、ピットに関する規定、参加者の遵守規定など、競技に関する諸規定を決勝レース同様に厳守しなければならない。
- ～ 4) コースイン及びピットからの再スタートに際しては、フルコースレースの場合、グランドスタンド前の直線部分に区画されたプラットフォームとイエローラインの間を走行しなければならない。この場合第2コーナー出口まで右側インコース寄りを走行しなければならない。また、東コースレースの場合、ピット前のファストレーンを徐行し、90°コーナー出口までコース右側を走行しなければならない。
- ～ 5) 公式予選結果の順位は、それぞれのドライバーが走行中に記録した最高ラップタイム順に決定される。2名以上のドライバーが同一のラップタイムを記録した場合は、最初にそのタイムを記録したドライバーが優先され、以下この方法に準じて順位が決定される。
- ～ 6) 公式予選基準ラップタイム通過車両数が決勝出場台数より多い場合には、次の条件で補欠を指名することができる。
 - ①指名できる補欠車両の台数は最大3台までとする。
 - ②補欠指名を希望する参加者は、公式予選暫定結果発表後 30分以内に補欠として待機する意志を大会事務局に文書にて届け出ること。
 - ③公式予選通過基準ラップタイムを満たしていること。
 - ④補欠車両の決勝レース出場は、大会審査委員会の承認を得ること。
 - ⑤補欠車両の決勝レース出場の優先順位は、公式予選において達成された各車両のタイム順とする。
 - ⑥決勝レース出走を認められた補欠車両のドライバーは、ドライバーズブリーフィングに必ず出席しなければならない。ドライバーズブリーフィング開始後は、補欠車両の決勝レース出場は認められない。

- ⑦補欠車両が決勝レースに出走することを認められた場合は、当該レースの進行よりレースに参加できる。
- ⑧予選が2グループで行われた場合の補欠車両については上記の②～⑦ならびに下記の各項を適用する。
- (a) 補欠車両の台数は最大4台（予選Aグループより2台、予選Bグループより2台）までとする。
- (b) 補欠車両のリザーブ順位及び決勝レースに出走する場合のスターティンググリッドは次の通りとする。
- スタート列左列最後尾より補欠1位、スタート列右列最後尾より補欠2位・・・という順位とする。
- ～7) 公式予選通過基準ラップタイム達成車両が決勝出場台数より少ない場合、競技会審査委員会は不可抗力によって上記に従って最低基準を達しなかった車両が、最大認定出場台数を超えない範囲で出場することを認めることができる。しかしながら、次の場合に限りそのスタートが許される。既に認定された車両が除外されないこと。それらの車両が公式予選通過基準ラップタイムを満たす能力があると認められること。
- それらドライバーがすべての安全基準（サーキットの知識等…）について保証されていること。上記車両は、スターティンググリッドの後方からスタートするものとする。
- 基準ラップタイムに達しなかったドライバーのスタートを、上記と同一の条件で認めることができる。
- ～8) シグナルブリッジおよびフラッグタワーから公式予選終了の合図が出されたら、すべての車両はコースを1周してピットインすること。ピットインしたらオフィシャルの指示に従い、指定の場所に移動すること。
- ～9) 計測は、規定された予選時間の経過をもって終了とされる。したがって、チェッカーフラッグが遅れて表示された場合においても上記の時点でその車両に対する計測は終了とする。ただし、終了時刻後に走行中の最終周回について、その周回で到達するコントロールラインの計測タイムは有効とする。

第47条 公式予選通過基準ラップタイム

公式予選通過基準ラップタイムは、各レースとも当日記録された上位3台の最高ラップタイムの平均に30%を加算したものとする。

第48条 スターティンググリッドの決定

- ～1) スターティンググリッドは、各レース区分とも1×1のスタッガード・フォーメーションとする。
- ～2) ポールポジションは最前列の左側とし、以下成績順にスタッガードポジションで配列される。
- ～3) 公式予選が複数のグループによって行われた場合は、決勝グリッドを次の手順で決定する。
- ①A・B各グループの最高ラップタイムを比較し、速いグループがポールポジション側（左側）、他方が右側の列に配置される。
- ②各グループの上位22台が選抜され、上記④の各列にタイム順に配置される。
- ③45番グリッドについては、各グループの23番目のタイムを各グループのトップタイムと比較し、タイム差の少ない方を45番グリッドとする。

第9章 スタート

第49条 スタート前の遵守事項

- ～1) 出走前検査（スタート前チェック）
- ドライバーは公式通知に示された時間までに所定の待機場所に集合し、車両とともに技術委員の出走前検査を受けなければならない。定められた時刻までに集合せず、また、出走前検査を受けなかったドライバー及び車両はコースインできない。

コースインはすべて技術委員の許可と、パドック委員・ピット審判員の指示誘導に従って行わなければならない。

第50条 スタート手順

- ～1) グリッドは1×1のスタッガード・フォーメーションで、スタート合図は灯火信号とする。
- ～2) ①すべての車両はダミーグリッドへ向けてピットアウトしなければならない。(ただし、3分間をもって締切られる)
なお、フルコース開催の場合は西コース短絡路を使用しなければならない。
- ②3分間以内にピットアウトできなかった車両は、正規にスタートできなかったものとみなされ、ピットスタートとなる。ピットスタートはピットロード出口で待機し、決勝レースで全車がスタートし、最後尾の競技車両がピットエンドを通過した後、競技役員の合図またはピットロード出口の信号機の緑灯が点灯することによりスタートとなる。
- ③フォーメーションラップ開始に先立って3分前、1分前及び30秒前ボードが表示される。これらのボードは警告音とともに表示される。
- (a) 3分前ボード(グリッド閉鎖)：秒読み開始。ドライバー、オフィシャル及び外部スターターを使用するピットクルー 2名を除くすべての者はコース上から退去する。
コース上における全ての作業が禁止される。
- (b) 1分前ボード：ドライバーが車両内に着座したままエンジンを始動する。ついで、チームクルー 2名がダミーグリッドから退去する。
- (c) 30秒前ボード：この合図の後、ダミーグリッド前で綠色旗が振られ、競技車両はスターティンググリッドの隊列を保ちながらポールポジションの車両のペースによってフォーメーションラップを開始する。この周回中追い越しは許されない。全車がフォーメーションラップにスタートした後、ただちに全員コースから退去完了しなければならない。
- ～3)フォーメーションラップ中にスタート練習や著しく隊列を乱してはならない。もし乱れた場合には、反則スタートとして罰則が適用される。
- ～4) スタートできないドライバーは、腕を上げなければならない。他の全車がフォーメーションラップにスタートした後、オフィシャルは当該車両をトラック上で押してエンジンを始動することができる。ついで、この車両はフォーメーションラップを行うものとするが、他の走行中の競技車両を追い越してはならない。
- ～5) フォーメーションラップの際に、スタートできなかった車両及びスタート順序の位置を保てなかった車両は、グリッドの最後尾からスタートすることができるが、その車両は下記～6) による赤ランプが点灯する前までにグリッドに停車していなければならない。万一、その車両が赤ランプが点灯するまでにグリッドに停車できないと判断された場合、オフィシャルの指示に従い、低スピード(徐行)でピットに戻り上記～2) ②で決められている要領でピットスタートを行うことができる。
- ～6) 車両がスターティンググリッドに戻ったら、それぞれのグリッド位置にエンジンをかけたまま停車する。各グリッドの列番号を記したボードを持ったオフィシャルがグリッド各列に向かって立っており、その列の車両が停止したらボードをおろす。すべてのボードが降ろされたら、スターターは赤ランプ5秒前を表示する。当該表示5秒後にスターターはグリッドの静止状態を確かめて赤ランプを点灯する。赤ランプ点灯後2秒以上3秒以内に赤ランプが消灯してレースがスタートする。
- ～7) スターティンググリッドに帰着後、後退ギアを使用してはならない。何らかの理由によりスタートできない場合は、当該ドライバーは両腕を頭上に上げ、その列担当の競技役員は黄旗を振動表示する。スタート不能のドライバーが原因となりスタートが遅延された場合、そのドライバーはピットもしくは最後尾からスタートすることができる。この場合、当該ドライバーの当初のグリッドは空けておくものとする。スタート不能のドライバーが複数の場合、グリッド後方の新しいポジションは、当初のスターティングポジションに基づき位置決めされる。

- ～ 8) 車両がフォーメーションラップを終了し、スターティンググリッドに着いたときに何らかの問題がある場合には下記の処置がとられる。
- ①まだ赤ランプが点灯していない場合は、赤旗が示され「START DELAYD」(スタート遅延)ボードがスタートラインに掲げられる。
 - ②赤ランプ点灯後の場合は、黄ランプを点滅させ(赤ランプは点灯したまま)、「START DELAYD」ボードをスタートラインに掲げる。
 - ③前記①及び②いずれの場合においても全車両のエンジンは切れ、スタート手順は3分前の時点から再開され、レース距離は1ラップ減らされる。
 - ④スターティンググリッドの最後列の車両がスタート不能となった場合は、前記①～③は適用されない。
- ～ 9) 上記～ 8) を適用することが必要になり、スタート手順が何度くり返されようと、その結果どれだけレースが短縮されようと、そのレースは選手権に数えられる。
- ～ 10) 前記～ 8) の手順が1回以上必要となった場合でも、燃料補給は禁止される。
- ～ 11) スタート後、スターティンググリッドにおいて作動不能となった車両がある場合、競技役員は直ちにエンジンをスタートさせるべくコースに沿って車両を押すものとする。数回の試みの後も当該車両が始動しない場合には、競技役員は当該車両をピットまで押して移動し(距離が近ければ、出口から入ることもできる)、そこでメカニックが介入して始動させることができる。

第51条 反則スタート

- ～ 1) スタート合図がなされる前に所定の位置から発進したドライバーに対しては、反則スタートとして罰則が適用される。スタート審判員による反則スタートの判定に対する抗議は受け付けられない。
- ～ 2) 競技会における反則スタートに対する罰則は、ドライビングスルーペナルティ、若しくはペナルティストップ10秒以上が課せられる。ただし、当該レース中にドライビングスルーペナルティ、ペナルティストップが出来ない場合は競技結果に1分を加算するものとする。

第10章 レース中の車両修理とピット作業

第52条 レース中の車両修理

- ～ 1) 決勝レース及び公式予選中の車両の修理、調整、部品交換などは、その車両に積み込んである部品と工具、あるいはピットに準備してある部品と工具によって行わなければならない。
- ～ 2) ピットに準備してある部品、工具による修理、調整、部品交換は正規にピットインした車両に対してのみ行うことができる。
- ～ 3) ピット以外の地点で停車した車両に対して、その車両に積み込んであるもの以外の部品、工具による修理、調整、部品交換などを行うこと、また当該車両のドライバー以外がそれらの作業にあたることは厳重に禁止される。
- ～ 4) 緊急やむを得ない事情で、ピット以外の地点でそれらの作業を行うときは、他の車両の走行に支障をきたさない安全な場所に停車しなければならない。
- ～ 5) レース中に競技車両はいかなる場合も他から援助を受けて押し出したり走行してはならない。ただし保安の目的で、オフィシャル(コース委員等)が車両を移動させたり処置する場合はこの限りではない。

第53条 燃料補給

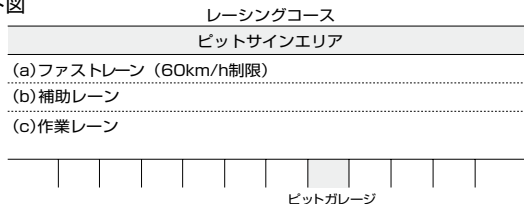
決勝レース中、競技中の車両に対する燃料補給は認められない。
ただし、特別規則で認められた場合を除く。

第54条 ピットイン及びピットアウト

～ 1) ピットエリアのライン間の区域は次のように定め、コース（走路）と区別される。

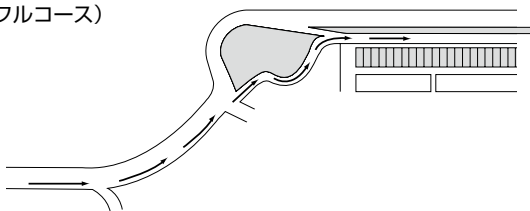
- ① プラットホームとピット側イエローラインの間は、ピットイン及びピットアウト専用の減速区域とし、ファストレーンと呼称する。（60km/h制限区域）
- ② コース側イエローラインとピット側イエローラインの間は補助レーンとする。
- ③ ピット側イエローラインとピットの間は、ピット作業のための作業レーンとする。

●ピットロード図

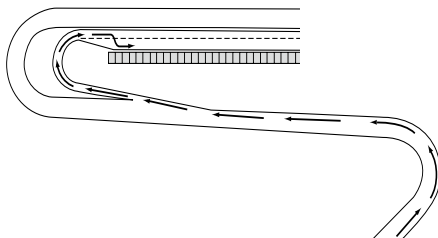


～ 2) ピットインする車両のドライバーは、東コントロールタワー前（東コースの場合V字コーナー）出口より走行ラインをコース右端にとり、手または方向指示器でピットインの合図を行ったのち、安全を確認してピットイン専用路を徐行しなければならない。ピットエリアの補助レーンや作業レーンを走行してピットインしたりピットアウトすることは禁止される。（ピットエリアでの走行速度は60km/hを上限とする。）

●ピットイン（フルコース）



●ピットイン（東コース）



- ～ 3) ピットイン後、停止する車両は、自己のピットにできるだけ近い位置のファストレーンから作業レーンに入り、できるだけ自己のピットに近づけて停止させなければならない。
- ～ 4) ピットインして作業レーンに入った車両、及び当該車両のドライバーやピットクルーは、ピットインしてくる他の車両、あるいはピットアウトしていく他の車両の通路を妨害してはならない。
- ～ 5) ピットインの際、自己のピット前を通り越して停車した車両はエンジンを停止させたのち、技術委員またはピット審判員の承認を得て、当該車両のドライバー及びピットクルーによって後ろ向きに押し戻し、自己のピットにつけることができる。

バックギアの使用は禁止とする。

～ 6) ピットアウトしようとする車両は、ファストレーンにおいてはピットインしてくる車両に優先権があることを承知していなければならない。またピットアウトに際しては、ピット審判員の出走許可の合図に従わなければならない。

～ 7) ピットロード先端（コントロールタワー前）のシグナルランプについて

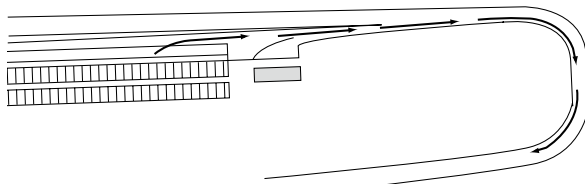
- ① 公式予選・フリー走行の場合、青（緑）色灯が点灯している時のみコースイン可とする。

②決勝レースの場合、直線に走行車がきたときには黄色灯を点滅するが警告の意味である。
ドライバーは各自の責任においてコースインすること。

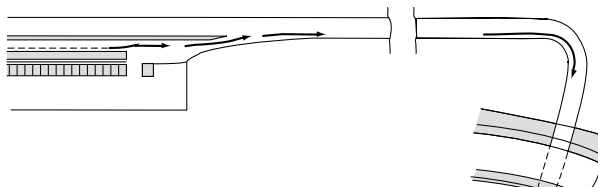
③決勝レース中にセーフティカーがコースインしている場合、赤色灯が点灯している場合はコースインしてはならず、青（緑）色灯が点灯した時のみコースイン可とする。

～8) ピットアウトしてコースに復帰するドライバーは、ファストレーンを出て第2コーナー（東コースの場合90°コーナー）出口に達するまでコース右側ラインに沿って走行しなければならない。その間、後方から近づく車両の走行を妨げてはならない。

●ピットアウト/コースイン（フルコース）



●ピットアウト/コースイン（東コース）



第55条 ピット作業

- ～1) 競技中の車両がピットインしたとき、当該車両のメカニック（ピットクルー）は自己のピット前の作業レーンに出て作業することができる。ピット作業の場合を除いて作業レーンに出ること、部品や工具を作業レーンに置くことは禁止される。
- ～2) 作業レーンに出て作業が許されるのは、当該車両の身分証を着用したメカニック5名までに限られる。
- ～3) ピット作業中当該車両のドライバーは、車両を離れ作業レーンに出て作業を手伝うことも許される。
- ～4) ピット内及び作業レーンは清潔を保ち、器具を整頓し、火災防止につとめなければならない。喫煙は厳重に禁止される。
- ～5) ピットから出走しようとする車両のエンジン始動の際、補助始動装置の使用は認められるが、車両を押しがけ援助してはならない。

第56条 ピットサイン

- ～1) 走行中のドライバーに対してピットサインを送るピットクルーは、プラットフォームまで出てサインを送ることができる。ただし、走行中のドライバーに対して無線通信設備（携帯電話/アンテナ含む）を使用して、送信及び受信を行ってはならない。
ただし、サポートレース規則で特に規定されている場合は、サポートレース規則が本条項に優先して適応される。
- ～2) ピットサインを送るピットクルーは、1チーム2名に限定する。
- ～3) ピットサインを送るためにプラットフォームまで出入りする際には、最短距離で横断し、ピットイン及びピットアウトする車両に充分注意するとともに、車両の走行を妨げてはならない。
- ～4) 使用するサインボードの大きさは、100cm×60cmの長方形を超えるものであってはならない。

第11章 レースの中断及び再スタート

第57条 レースの中断およびレースの再開

事故によってサーキットが閉鎖されたり、天候またはその他の理由で競技の継続が危険となったため、決勝レースを中断する必要が生じた場合、競技長は赤旗をすべての監視ポストで、また赤ライト（中断ライト）をライン上において提示することを命ずる。その後、58条～5）のケース及び審査委員会が別途定めた場合を除き、下記の手順にてレースが再開されるものとする。

1. レースの中断

- ～ 1) 中断の合図が出されたら追い越しは禁止され、ピット出口は閉鎖される。そして全車は赤旗ラインの後方にゆっくりと進み、そこで先頭車両の位置に関わらず一列に停止しなければならない。その後、レースが再開される際のすべての車両のグリッドは、赤旗ラインに停止した順で一列に配列されるものとする。もし、コースが閉鎖されたこと等によりグリッドに戻ることでできなくなった車両がある場合、当該車両はコースが使用可能な状態になり次第グリッドに戻される。この場合、レースが再開される際のすべての車両のグリッドは、審査委員会の承認のもと、レースが中断される前の順に配列されるものとし、各車両の位置が特定できる最終のコントロールライン通過順とする。上記のどの車両もレースを再開することを許可される。セーフティカーは、赤旗ラインの前方に進み出る。その後、オフィシャルカーがセーフティカーと赤旗ラインの間に縦列に停車する。
- ～ 2) レース中断の間は、レースも計時システムも停止することはない。車両が一旦赤旗ライン後方に停止したならば、またはピットに入ったならば作業を行うことができるが、この場合の作業がレースの再開の妨げとなってはならない。なお、グリッド上には、チーム員と競技役員のみが立ち入りを認められる。
- ～ 3) 車両はレース中断後にピットレーンに進入することができるが、レースが中断された後にピットレーンに進入したドライバーあるいはグリッドからピットレーンに車両を押されたドライバーには、レース再開後にタイムペナルティが課せられる場合がある。レース中断の命令が出されたときに、すでにピット入口あるいはピットレーンにいた車両については、ペナルティを受けることはない。
- ～ 4) レースが再開されたら、ピットにいたすべての車両はピットを出ることができるが、レースが中断されたときにピット入口あるいはピットレーンにいた車両は、レース中断後にピットレーンへ進入した車両に先駆けてピットを出ることができる。この場合、レース再開の5分前ボード提示後にオフィシャルカーの先導により1周回を完了する車両列の後方へ合流することが許される。ただし、5分前ボードが提示された時点でピットレーンにいた車両に限られる。レース中断後にピットレーンへ進入した車両は、この場合のコースインは認められない。上述の事項を条件として、ピット出口よりレースを再開しようとする車両はすべて、他車を不当に遅らせることがない限り、自力で出口にたどり着いた順にレース再開をすることができる。
- ～ 5) これらの状況下では、ファストレーンでの作業が許可されるが、天候の変化が確認された場合のタイヤ交換に限られる。

2. レースの再開

- ～ 1) 遅延はできる限り短く保たれ、再開の時刻がわかると直ちに、チームはピット放送等を通じて知らされる。いかなる場合にも、少なくとも10分前の警告が知らされる。
- ～ 2) スタート再開前に、10分前、5分前、3分前、1分前、及び15秒前のボード（またはシグナル）が表示される。それらのいずれのボード（またはシグナル）も警告音を伴うものとする。
- ～ 3) 5分前ボード（またはシグナル）が提示されるまでに、すべての車両はホイールを装着しなければならない。このボード（またはシグナル）以降のホイールの取り外しはピットレーンにおいてのみ許可される。5分前ボード（またはシグナル）提示時にすべてのホイール装着がされていない車両はすべて、グリッドの最後尾かピットレーンからスタートしなければならない。この状況では、黄旗を持った競技役員が、グリッドを離れることのできる全車両が赤旗ラインを通過し終えるまで、（5分前に）ホイール装着のなかった車両がグリッドを離れないよう制する。

5分前ボード（またはシグナル）提示後、コースの周回時間を考慮し、適切な時点で、先頭車両と赤旗ラインの間にいる車両は、オフィシャルカーの先導により追い越しをすることなく、もう1周回を完了するよう合図され、セーフティカー後方の車両列に合流しなければならない。

- ～ 4) 1分前ボード（またはシグナル）が提示された後にエンジンは始動されなければならない。チームのスタッフはすべて、15秒前ボード（またはシグナル）が提示されるまでに、すべての機材を持ってグリッドから退去する。15秒ボード（またはシグナル）が提示された後で援助が必要となったドライバーは、腕を挙げなければならない。グリッドを離れることができる残りの車両が出発すると、競技役員が車両をピットレーンに押すよう指示される。この場合、黄旗を持った競技役員が当該車両の脇に立ち、後ろのドライバーに警告を与える。
- ～ 5) レースはグリーンライトが点灯すると、セーフティカーの後方より再開される。セーフティカーは、以下の場合を除き、1周回後にピットに入る。
 - ・すべての車両がセーフティカー後方でまだ整列されていない。
 - ・チームクルーがまだグリッド上の物を撤去している。
 - ・さらに介入が必要な状況が重なって発生している。
- ～ 6) グリーンライトが点灯すると、セーフティカーは後続のすべての車両と共にグリッドを離れる。その際、車両は赤旗ライン後方に整列した順序で、車両5台分の距離以下を保って続く。列最後尾の車両がピットレーン終了地点を通過するとすぐに、ピット出口のライトがグリーンに変わる。その時ピットレーンにいる車両はすべて、コースに出て、セーフティカー後方の車両隊列に合流することができる。
- ～ 7) 赤旗ラインを離れる際に遅れてしまったドライバーは、他の走行している車両を追い越してはならない。残りの車両がスタートラインを通過した後も動かなかった場合、当該車両はセーフティカー後方の車両列の最後尾につかなければならない。2名以上のドライバーが関与した場合には、グリッドを離れた順に、隊列の最後尾に整列するものとする。
- ～ 8) 審査委員会により、この周回中に不必要に他の車両を追い越したと判断されたドライバーに対しては、ペナルティが課せられる。
- ～ 9) この周回の間は、FIA国際競技規則付則H項第2章5. セーフティカー j)、k)、l) およびm) が適用される。
- ～ 10) レースが再開できなかった場合は、レースは中断の合図が出された周回の1つ前の周回が終了した時点の結果が採用される。

第12章 レース終了及び順位決定

第58条 レース終了と順位決定

- ～ 1) 優勝者は定められたレース距離（周回数）を最短時間で走行し終了した者。
- ～ 2) 優勝者のフィニッシュライン通過と同時に、レース終了を合図するチェッカーフラッグがフラッグマーシャル台で提示される。
- ～ 3) チェッカーフラッグは、優勝者がフィニッシュライン通過後4分間（東コースの場合は3分間）提示される。
- ～ 4) 優勝者以外の順位は、達成された走行距離（周回数）と、フィニッシュライン通過順位により決定される。

ただし走行周回数が、選手権レースは優勝車両の走行周回数の90%（小数点以下切り捨て）、その他は70%（小数点以下切り捨て）に達しない車両は順位認定を受けられない。

各レースシリーズ規則にて定められている場合は、この限りではない。
- ～ 5) 先頭車両がレース距離の75%以上を走行した後にレースが中断された場合（小数点以下は切り上げ）レースは先頭車両が完了した周回の1周前の周回終了時点で終了したものとみなされる。

第59条 レース終了後のパドックインと暫定表彰

- ～ 1) チェッカーフラッグの提示を受けたドライバーは、コースを徐行して1周したのち、ファストレーンを通してパドックインし、所定の保管区域に車両を持ち込まなければならない。ただし優勝者及び2位、3位のドライバーは、競技役員の指示に従い車両をグランドスタンド前（東コースの場合は東スタンド前）に停車させ、仮表彰を受けなければならない。
- ～ 2) チェッカーフラッグが提示された時点で、ピットインしていた車両の出走は禁止される。ただし、オフィシャルの了解を得て、ピットロード側のコントロールラインは通過できるものとする。

第60条 暫定表彰と正式結果による表彰式

- ～ 1) レース終了後ただちに暫定結果が発表され、優勝者及び2位、3位のドライバーに対しては、グランドスタンド前（東コースの場合は東スタンド前）で仮表彰が行われる。仮表彰を受けることを拒否したドライバーは、賞典を放棄したものとみなされる。
- ～ 2) レース終了後、計時委員長の名においてレースの暫定結果が発表され、本規則第61条による抗議がない場合、大会審査委員会の承認を得て、暫定結果発表後30分後に競技長、及び計時委員長の名において正式結果が発表される。
- ～ 3) 正式結果発表後、公式通知で示される時間割と場所で表彰式が行われる。表彰を受けるドライバーまたは参加者は、表彰式に出席しなければならない。
- ～ 4) 特別の事情により表彰式に参加しないドライバーは、その旨を大会事務局長に連絡し許可を得なければならない。無断で表彰式に参加しないドライバー及び参加者は、賞典を受ける権利を放棄したものとみなされる。

第13章 抗議及び罰則の適用

第61条 抗議の手続きと制限

- ～ 1) 抗議を行うことが許されるのは、第12条で規定する参加者自身に限られる。
- ～ 2) 抗議を行うときは、書面により抗議対象とする個所、または内容を具体的に記載しなければならない。
- ～ 3) 抗議を行うときは、～ 2) の書面に、抗議対象1件につき第20条にて規定する抗議保証金を添え、競技長宛てに提出しなければならない。
- ～ 4) 抗議に関する審査に特別な作業を伴う場合は、申請者はその作業の費用全額を負担することを申請時に保証しなければならない。この費用は、抗議が正当と裁定された場合にのみ返却され、その場合の当該費用は被抗議者が負担するものとする。
- ～ 5) 技術委員（車両検査委員）の判定に関する抗議は決定直後でなければならない。
- ～ 6) 国内競技でのレース中重大な過失、規則違反、不正行為に関する抗議はレース終了後30分以内でなければならない。
- ～ 7) 審判員の判定に対する抗議は受け付けられない。

第62条 抗議の裁定

- ～ 1) 大会審査委員会の裁定結果は、関係当事者のみに口頭で通告された後、公式通知等で公表される。
- ～ 2) 審査後、ただちに裁定が下されない場合は、その裁定発表の日時と場所を明らかにして延期することができる。
- ～ 3) 抗議保証金は、抗議が成立した場合、抗議提出者に返還されるが、抗議不成立の場合は没収される。

第63条 罰則の適用

- ～ 1) 本規則、及び公式通知で定められた規則に対する違反の罰則は、大会審査委員会が決定し、違反者に通告される。
- ～ 2) 競技会で大会審査委員会が違反者に課することができる罰則は次の通りとされる。
 - ① 訓戒、嚴重戒告（始末書提出）、罰金。
 - ② 競技結果に1分加算、同1周減算、失格または競技中にペナルティーストップ10秒以上。

③ドライビングスルーペナルティ

ただし、大会審査委員会は状況に応じて上記①・②・③の罰則を軽減したり強化することができる。

◆ドライビングスルーペナルティ

ドライビングスルーペナルティはコントロールタワー下のメインポストで競技番号+ D ボード（黒ベースに黄のD字）が提示される。（黒旗は提示されない）該当車両は3周以内にピットインし、自己のピットに停止することなくピット出口からコースに復帰すること。

◆ペナルティストップ

ペナルティストップはコントロールタワー下のメインポストで競技番号+ P ボード（黒ベースに赤のP字）が提示される。（黒旗は提示されない）該当車両は3周以内にピットインし、ペナルティストップエリアにて規定時間以上停止し、終了後ピット出口からコースに復帰すること。

第14章 本規則の適用と補則

第64条 本規則の解釈

本規則及び本競技会に関する公式通知や諸規則の解釈について疑義がある場合、参加者は文書によって質疑申立てができる。質疑に対する解答は大会審査委員会の解釈または決定を最終的なものとして関係当事者に口頭で通告される。

第65条 公式通知の発行

本規則に記載されていない競技運営上の細則や、参加者に対する指示、本規則発表後に生じた必要指示事項は、公式通知によって示される。

公式通知は、

- ①参加者の住所に郵送される。
 - ②大会事務局に掲示される。
 - ③パドック（ピット裏）の掲示板に掲示される。
 - ④公式予選、あるいは公式予選や決勝レース前など必要に応じて招集されるドライバーズブリーフィングで指示される。
 - ⑤ピットモニターにテロップ表示される。
 - ⑥緊急の場合は、場内放送で伝達される。
- 以上の方法等により参加者に通告される。

第15章 オーガナイザーの権限

第66条 オーガナイザーの権限

オーガナイザーは次の権限を有するものとする。

- ～1) 参加申し込みの受け付けに際してその理由を示すことなく、参加者、ドライバー、ピットクルーを選択あるいは拒否することができる。
- ～2) 競技長が必要と認めた場合、ドライバーに対し、指定医師による健康診断書の提出を要求し、競技出場健康上の理由による可否を最終的に指定することができる。
- ～3) 競技番号の指定、あるいはピットの割当て等にあたり、各参加者の優先順位を決定することができる。
- ～4) 保安上または不可抗力による特別の事情が生じた場合、大会審査委員会の了承を得てレースの延期、中止、取り止め、およびレース距離の短縮、コースの変更等を決定することができる。ただし大会が中止された場合、参加料は返還される。
- ～5) 各レース区分において申し込み数が10台に満たない場合、そのレース区分を他のレースと混走のレースとして開催、またはそのレース区分を取り止めることができる。
- ～6) 大会スポンサーの広告を参加車両に貼付させることができる。

- ～ 7) 止むを得ない理由により、公式プログラムの印刷に間に合わなかったドライバーの指名登録、または変更について許可することができる。
- ～ 8) すべての参加者、ドライバー、ピットクルーの肖像権およびその参加車両の音声、写真、映像など、報道、放送、放映、出版に関する権限を有し、この権限を第三者が使用することを許可できる。
- ～ 9) 車両改造に関する違反を行ったドライバー、エントラント、チューニングショップはツインリンクもてぎにおいて最高1年間レースの出場が拒否される場合がある。
- ～ 10) 賞典およびもてぎチャンピオンカップレースシリーズポイントの取扱いについて最終的な決定権を有する。

第67条 本シリーズ特別規則の施行

本シリーズ規則は、2012年もてぎチャンピオンカップレースに適用されるもので、各競技会の参加申し込み受け付け開始と同時に有効となる

第68条 シーズン途中における規則の制定および改定

シーズン途中における規則の制定、改定などは、もてぎチャンピオンカップレースブルテンとして以下のツインリンクもてぎホームページおよび大会公式通知にて公表される。

http://www.mobilityland.co.jp/champion_m/

第16章 賞典

第69条 賞典

- ～ 1) 各レースの賞典は次の表のとおりとする。

①スーパーFJ

順位	賞典内容
1位	トロフィー + 賞金 50,000円
2位	トロフィー + 賞金 30,000円
3位	トロフィー + 賞金 20,000円
4位	トロフィー + 副賞
5位	トロフィー + 副賞
6位	トロフィー + 副賞

②F4レース

ランキング	賞典内容
1位	トロフィー + 賞金 100,000円
2位	トロフィー + 賞金 60,000円
3位	トロフィー + 賞金 40,000円
4位	トロフィー + 賞金 30,000円
5位	トロフィー + 賞金 20,000円
6位	トロフィー + 賞金 10,000円

③もてぎシビック、インテグラ、FD2シビック、

順位	賞典内容
1位	トロフィー + 副賞
2位	トロフィー + 副賞
3位	トロフィー + 副賞
4位	トロフィー + 副賞
5位	トロフィー + 副賞
6位	トロフィー + 副賞

～2) 予選参加台数が少ない場合は、次のように制限する。

～5台 :2位まで	8～9台 :4位まで	12台～ :6位まで
6～7台 :3位まで	10～11台 :5位まで	

※上記以外のレースの賞典については各シリーズ規則に従う。ただし、各シリーズ規則で本規則によると定められている場合、もしくは定められていない場合は上記～1)①および～2)が適用される。

第70条 シリーズ賞（スーパーFJ・もてぎシビック・インテグラ・FD2シビックレース）

～1) もてぎチャンピオンカップレースのスーパーFJ、もてぎシビック、インテグラ、FD2シビックにおいて、次の表のとおり各レースの入賞ドライバーに1戦ごとにポイントが与えられ、シリーズで得た全ての得点を合計し、下に該当する者の中から総合得点の多い者から順位を決定する。

スーパーFJ、もてぎシビック、インテグラ、FD2シビックで2012年シリーズにおいて同レースに3戦以上参加したドライバー。

ただし、3戦以上開催のクラスとする。

順位	優勝	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位
ポイント	15	12	10	8	6	5	4	3	2	1

また、公式予選結果のポールポジションのドライバーに対して1点のポイントを与える。

※参加台数によるポイントの制限はない。

～2) もてぎチャンピオンカップレースのスーパーFJ、もてぎシビック、インテグラ、FD2シビックにおいて、各クラスのポイント獲得者のうち、上位6位までのドライバーにはシリーズ賞が与えられる。ただし、3戦以上レースが成立したクラスに限る。

①スーパーFJ、もてぎシビック、インテグラレース、FD2シビック

ランキング	賞典内容
1位	トロフィー + 賞金 170,000円
2位	トロフィー + 賞金 70,000円
3位	トロフィー + 賞金 50,000円
4位	トロフィー + 賞金 30,000円
5位	トロフィー + 賞金 20,000円
6位	トロフィー + 賞金 10,000円

～3) 総合得点が同点で、前記～1)で決定できない場合、6位までの入賞回数の多い者を上位とする。

～4) 上記～3)で決定できない場合、もてぎチャンピオンカップ最終戦での順位が上の者を上位とする。

～5) 上記～4)でも決定できない場合、組織委員会において決定する。

～6) 混走となったレースの場合は、各クラスの順位に従ってポイントが与えられる。

●JMRC関東レース部会シリーズ賞

JMRC関東後払慶弔見舞金制度加入者で、シリーズ最終ランキング最上位を獲得したドライバーに、賞金5万円が贈呈される。

対象レース：スーパーFJ、もてぎシビック、インテグラ

クラス	賞典内容
スーパーFJ	賞金 50,000円
インテグラ	賞金 50,000円
もてぎシビック	賞金 50,000円

ツインリンクもてぎレース組織委員会

付則－１ 決勝レース中のセーフティカー運用規定 (FIA国際モータースポーツ競技規則付則H項に基づく運用)

- 1.セーフティカーは、車体の両サイドおよびリアに「SAFETY CAR」と表記されルーフに3つのオレンジ回転灯を、車体後部に2つのグリーンライトを備えた車両を使用する。
- 2.セーフティカー導入決定と同時にシグナルタワーを含む全ての監視ポストにおいて、振動表示のイエローフラッグならびに「SC」と書かれたボードが表示され、セーフティカーが活動中は継続提示される。
- 3.セーフティカーはオレンジ灯を点灯させて、ピットレーン出口よりコースインする。
コースインは先頭車両の位置に関係なく、即時行なわれる。
- 4.全ての車両は、セーフティカーの後方に車両5台分の距離で隊列を作って、整列しなければならない。
- 5.セーフティカーの隊列は、以下の例外を除いて、セーフティカーがピットに戻った後車両がスタートラインに到達するまで追い越しは禁止される。
 - ①セーフティカーから合図された場合
 - ②セーフティカーがピットレーンを使用している間、指定されたガレージエリアに車両が停車している場合。
 - ③明らかに問題を抱えて車両がスローダウンしている場合。
- 6.セーフティカーが活動中、必要以上の減速走行、異常走行、またはいつなんどき他のドライバーへ危険が及ぶかもしれない走行をしてはならない。
- 7.競技長から指示があった場合、セーフティカーはセーフティカーと先頭車両の間にいる車両に対してグリーンライトを使いセーフティカーの前に出るよう合図する。これらの車両は減速したまま他の車両を追い越したりせず走行を続け、セーフティカー後方の隊列につく。
- 8.セーフティカーは、少なくとも先頭車両がその後方につき、残りの全車両がさらにその後方に整列するまで活動を続けるセーフティカーの後方についたら、レース先頭車両は車両5台分以内の車間距離で続く。(再スタートの状況下は除く) 残りの車両はできる限り詰めて隊列を保たなければならない。
- 9.一度セーフティカーの後方についた先頭車両がピットインした場合、セーフティカーの直後を走行している車両を先頭車両と見做し、セーフティカーはピットインした先頭車両を再度後方につけることはない。
- 10.セーフティカーが活動中、競技車両はピットレーンに進入できる。
ピットインした車両とセーフティカー導入時にピットにて作業中の車両は、ピットレーン出口にてグリーンライトが点灯している時のみコースインすることができる。
(最終コーナーにセーフティカーが確認され、その隊列の最後尾がピットレーン出口を通過するまではレッドライトが点灯され、コースインはできない。)
- 11.セーフティカーの呼び戻しが決定されると、セーフティカーはオレンジ灯を消灯し、その周回が終了する時点でピットロードに入る。
- 12.この時点で、セーフティカー後方に位置する先頭車両が走行ペースを決定することができ、必要であればセーフティカーとの車間距離を車両5台分以上としても構わない。
セーフティカーがピットに戻るまでの間、事故の可能性を回避するために、車上のライトが消灯された地点から、各ドライバーは、加速、減速、または他のドライバーを危険にさらしたり再スタートを妨げたりする戦術的操作といった異常な行為を行ってはならない。全ての競技車両は追い越すのではなく隊列を維持し一定の速度で走行しなければならない。
- 13.セーフティカーがピットインロードよりコースアウトしたと同時に全ての監視ポストでは、イエローフラッグと「SC」ボードを撤去し、同時にグリーンフラッグが振動表示される。
車両の隊列が、メインストレートを通過する際にグリーンライトが提示される。
ただし、スタートラインを越えるまでは、追い越し厳禁となる。
- 14.セーフティカーが活動中の各周回は、レース周回として数えられる。
- 15.セーフティカーが活動中に決勝レースが終了した場合、セーフティカーは最終周回終了時にピットレーンに入り、競技車両は追い越すことなくトラック上を走行し そのままの状態ではチェッカーフラッグを受ける。

図1 フルコース

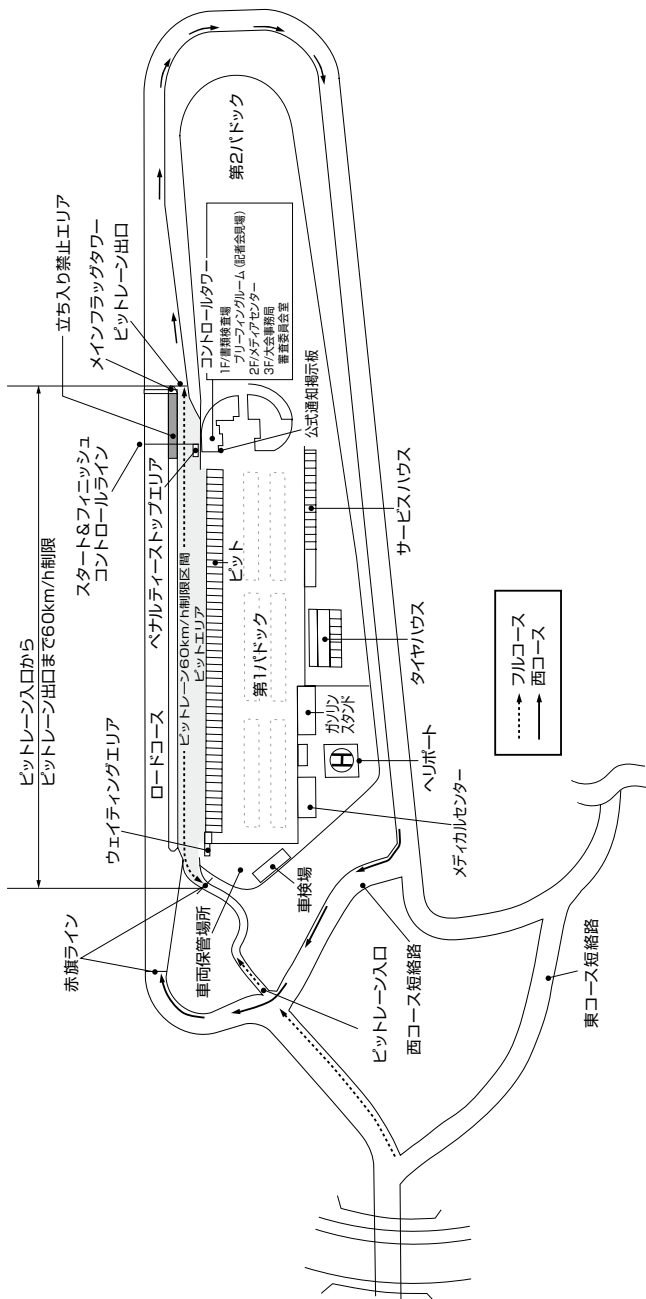
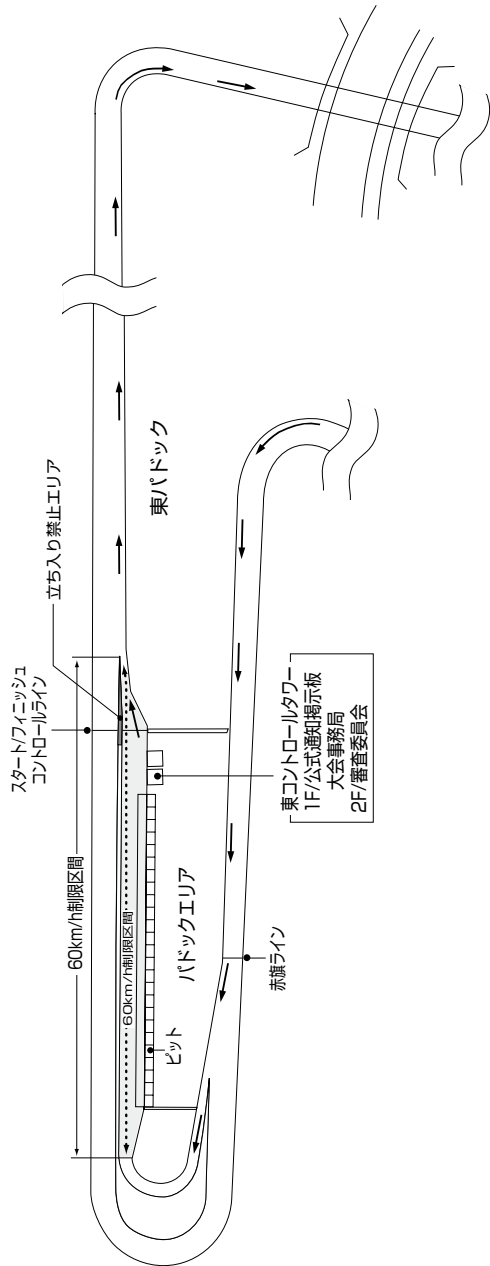


図2 東コース

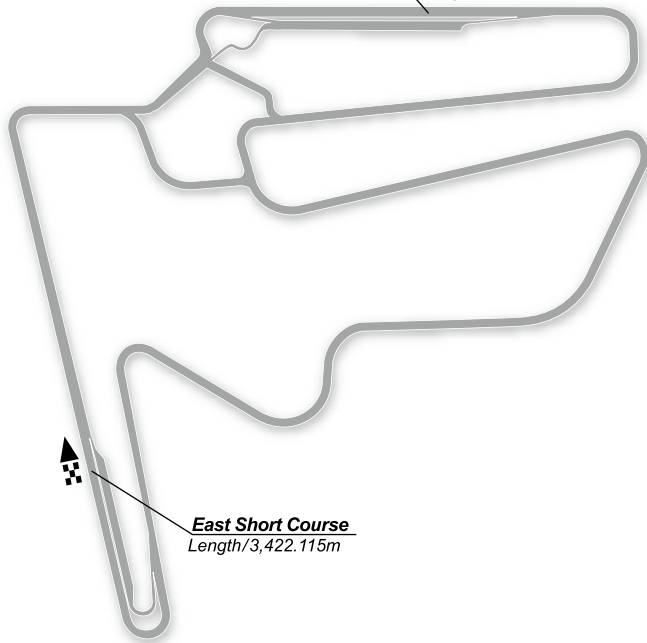


もてぎ・鈴鹿共済会（MS共済会）保険金支払い規定（抜粋）

3. 本会が保険会社と締結する保険内容及び保険金額は次の通りとする。
下記に記載されていないものは、保険契約約款に従う。
- (1)死亡保険金： 事故の日から180日以内にその事故による負傷が原因で死亡した場合、3,000万円の支払いを受けるものとする。
- (2)後遺障害保険金： 事故の日から180日以内にその事故が原因で身体の一部をなくしたり、その機能をなくした場合、保険会社の定める約款の支払区分に記載された率に応じ、3,000万円を限度として後遺障害保険金の支払いを受ける。
- (3)入院保険金および手術保険金：
事故が原因で傷害を被り、その直接の結果として、日常生活に支障をきたし、かつ、病院または診療所に入り医師の治療を受けた場合、次の入院保険金の支払いを受ける。また、入院保険金を支払うべき傷害の治療を直接の目的として、保険会社の定める約款に記載された手術を受けたときは、次の手術保険金の支払いを受ける。
入院の場合…1日につき1,500円
手術の場合…保険会社の定める約款の支払区分通り。
- (4)通院保険金： 事故が原因で傷害を被り、その結果として日常生活に支障をきたし、かつ、医師の治療を要した為、病院または診療所に通い、医師の治療を受けた場合、次の通院保険金の支払いを受ける。
実治療日数…1日につき1,000円
通院とは、事故により平常の生活または業務に従事することに支障をきたした期間内で、実際に医師の治療を受けたことをいう。したがって治療を行っている場合でも、平常の生活または業務に従事することに支障のない程度に回復したときは、それ以降の通院は保険金の支払いを受ける対象にはならない。
4. 個人会員は、事故により負傷した場合、必ず本会指定の鈴鹿サーキット／ツインリンクもてぎ内医務室にて事故記録を残さなければ保険金の請求は出来ない。ただし、生命に関わるような緊急時にはこの限りでない。
5. 保険金受取のための必要書類
- (1)傷害保険金請求書
- (2)傷害の程度を証明する医師の診断書もしくは、全治した時の医師の治療証明書(ただし、医師を指定する場合もある)
※保険金請求金額が10万円未満の場合は、治療費領収書で代用可能。
- (3)同意書
- (4)その他、本会が契約した保険会社が指定する書類
6. 保険金の支払いは、本会が契約した保険会社を通じて行う。
7. 保険金は、健康保険、労災保険には関係なく支払われる。

ROAD COURSE ロードコース

FULL COURSE
Length/4,801.379m



East Short Course
Length/3,422.115m

ツインリンクもてぎ

〒321-3597 栃木県芳賀郡茂木町松山120-1
TEL.0285-64-0200 FAX.0285-64-0209
<http://www.twinring.jp/>

再生紙を使用しています